

283
17

第八高等學校一覽

第十八年度

自大正十四年
至大正十五年



始



283-17

第八高等學校一覽

第十八年度

自大正十四年度
至同十五年度

第四編 學校

一四 高自

次

第一 學年曆

第二 沿革略

第三 關係法令

一 學校及圖書館特別會計法(抄)

二 高等學校令

三 文部省直轄諸學校官制(抄)

四 文部省直轄學校職員定員令(抄)

五 帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關

スル規程

六 直轄諸學校長職務規程

目次

一頁 二頁 三頁 四頁 五頁 六頁 七頁 八頁 九頁 一〇頁

大正
14 9. 10
寄贈

發行所寄贈本

七	高等學校規程	二〇
八	官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程	三九
九	高等學校高等科入學資格試驗規程	四一
一〇	交通部直轄學校外國人特別入學規程	四二
一一	交通部直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用	四三
一二	交通部直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケ	四三
一三	交通部直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規程	四三
一四	交通部直轄學校ノ二學校以上入學出願者ノ入學スヘ	四三
一四	高等學校高等科學力檢定規程	四四
第四學則		四五
第八高等學校對一覽		四五

至關重要
自八五十四年製



第二章	學年學期及休業	四五
第三章	入學及在學	四六
第四章	成績考查	四八
第五章	轉待生	五〇
第六章	授業料	五一
第七章	休學及退學	五三
第八章	懲戒	五四
第九章	校章及服制	五五
第十章	學寮	五八
第十一章	圖書及器具器械	六〇
第五評議員會規則		六二
第六生徒心得		六三
第七第八高等學校講演會		六四

第八	運動獎勵ニ關スル方針	六五
第九	細則	六六
第一	學則施行細則	六六
第一	學科及授業	六六
第二	編制	六八
第三	成績考查、試験、檢閱	六九
第四	授業料、學察費	七四
第五	在學及休學	七四
第六	校章及服裝	七七
第七	野外演習及射擊演習	七八
第八	學察	七九
第九	圖書	八二
二	生徒心得細則	八六

三 服務及處務細則

第一	教官ノ服務	八七
第二	事務員ノ服務	八八
第三	學校醫ノ服務	九一
第四	教育事務	九二
第五	分課事務	九六
第六	文書處理	一〇三
第七	報告	一〇六
第八	表簿	一〇八
第九	當直	一一二
四	物品會計規程細則	一一四
五	非常手配規程	一二六
六	防疫規程	一三四

七 校旗取扱方

一四四

八 卒業證書書式

一四五

九 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ付與スル證明書書式

一四五

一〇 直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシモノニ付與スル證明書書式

一四六

一一 禮法及儀式ニ關スル内規

一四七

一二 勳章授與式例

一五一

第十三 職員

一五二

第十四 前職員

一六三

第十五 生徒

一七三

一 生徒氏名

一七三

二 生徒學年別

一九二

三 在學中死亡生徒氏名

一九二

四 卒業者

一九八

一 卒業者氏名

一九八

二 卒業者進入大學別

二〇八

三 創立以來卒業者地方別

二七一

第十四 敷地建物

二七二

第十五 教科用書目

二七四

附 錄

一 第十七年度概況

二七五

入學志願者及學識可者

二七五

大正十三年度生徒出席狀況

二七六

大正十三年度學年成績入概況	二七六
大正十三年度授業時數	二七七
學寮公認下宿	二七九
圖書增減、閱覽狀況	二七九
概要記事	二八〇
第二十四 第八高等學校校友會	二八〇
第三 寮紀及學寮生徒規約	二八七
第四 第八高等學校同窓會	二九七
第五 學寮沿革	二九八
第六 學寮中渡白坐封刃	二九八
第七 坐封刃繪卷	二九八
第八 坐封刃式	二九八

大正十四年	第一	學年	曆
四月七日	同	(火)	春季休業終
同 八日	同	(水)	入學者宣誓式
同 九日	同	(木)	入學式
同 十日	同	(金)	第一學期授業始
五月三十日	同	(土)	創立紀念祝日
七月十一日	同	(土)	夏季休業始
九月五日	同	(土)	夏季休業終
同 二十三日	同	(水)	秋季皇靈祭
十月十七日	同	(土)	神嘗祭
同 二十三日	同	(金)	第一學期授業終



同	二十四日	(土)	自一學期實習
同	二十六日	(月)	第一次定期試驗始
同	三十日	(金)	第一次定期試驗終
同	三十一日	(土)	天長節祝日拜賀式
同	十一月二日	(月)	第二學期授業始
同	七日	(土)	成績提出終
同	二十三日	(月)	新一嘗祭
同	十二月二十五日	(金)	冬期休業始
大正十五年			
同	一月一日	(金)	新年拜賀式
同	十七日	(木)	冬季休業終
同	二月十一日	(木)	紀元節拜賀式
同	二十四日	(水)	第三學年第二學期授業終

同	二十五日	(木)	第三學年自習
同	二十六日	(金)	第三學年第二次定期試驗始
同	三月三日	(水)	第三學年第二次定期試驗終、第一、二學年第二學期授業終
同	四日	(木)	第一、二學年自習
同	五日	(金)	第一、二學年第二次定期試驗始
同	六日	(土)	第三學年成績提出終
同	九日	(火)	第三學年及落發表、教官會議
同	十日	(水)	卒業式(午後)第一、二學年定期試驗終
同	十一日	(木)	春季休業始
同	十三日	(土)	第一、二學年成績提出終
同	二十一日	(月)	第一、二學年及落發表、教官會議
同	二十九日	(月)	第一、二學年成績並卒業成績發表

本學年授業豫定日數 (試驗日數ヲ除ク)

月	日	第一學期			第二學期		計
		三學年	一、二學年	三學年	一、二學年		
月	十一	二〇	一四	一五	二四	三五	
火	曜	二〇	一五	一六	三五	三六	
水	曜	二〇	一五	一六	三五	三六	
木	曜	二一	一三	一四	三四	三五	
金	曜	二一	一四	一五	三五	三六	
土	曜	一七	一四	一五	三一	三二	
計		一一九	八五	九一	二〇四	二一〇	

第一二 沿革 略

明治四十年政府ニ於テ高等學校増設ノ計畫アルヤ愛知縣ハ校地及校舎ノ寄附ヲ願ヒ出テ政府之ヲ納レ本校ヲ設置セリ其ノ沿革事項ハ大略左ノ如シ

明治四十一年三月勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ本校ヲ設置セラルレ勅令第六十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル、四月文部省令第十四號ヲ以テ本校大學豫科ヲ設置シ九月十一日ヨリ授業開始ノ件ヲ定メラレ同時ニ本校ノ位置ヲ愛知縣名古屋市ニ定メラル、同月文部省内ニ於テ事務ヲ開始シ文部省視學官大島義脩校長事務取扱ヲ命セラル、同月學則ヲ定メ大學豫科第一部及第二部ヲ置ク、六月文部省視學官大島義脩第八高等學校長兼文部省視學官ニ任セラレ、同月生徒二百五十一人ノ入學ヲ許可ス、七月校長大島義脩兼官ヲ免セラレ、同月事務

所ヲ愛知縣會議事堂内ニ移ス、九月元愛知縣立第一中學校校地校舍ヲ使
 用シテ開校ス、同月學則中ニ服制ノ件ヲ追加ス、十月生徒心得及諸細則ヲ
 定ム、同月名古屋市東區小川町妙本寺外六ヶ寺ニ於テ本校代用學寮ヲ開
 始ス、十一月成績考査及試験假規程施行許可、同月小松原文部大臣本校ヲ
 巡視セラルル、
 明治四十二年四月勅令第八十號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、五
 月學則全部ヲ改正シ大學豫科第三部ヲ増設ス、七月學則中志望部類變更
 ノ件ヲ改正ス、同月生徒二百三十五人ノ入學ヲ許可ス、九月學寮細則ヲ制
 定シ生徒心得細則ヲ改正ス、同月生徒八十三人ヲ學寮ニ收容ス、同月授業
 ノ一部ヲ新築校舍ニ移ス、十一月生徒心得細則ヲ改正ス、十二月愛知縣愛
 知郡呼續町新築校舍ニ移轉ス、同月御眞影並ニ勅語拜戴式ヲ舉行ス、同
 月學則施行細則並服務及處務細則ヲ改正ス、同月代用學寮ヲ引拂ヒ新築
 學寮ニ移轉ス

沿革略

明治四十三年三月勅令第六十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル
 七月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス、十一月十八日皇太子殿下本校
 へ行啓アラセラル、
 明治四十四年三月學則施行細則服務及處務細則ヲ改正ス、五月學則中授
 業料ノ件ヲ改正シ並卒業證書書式ヲ制定ス、七月開校式並第一回卒業式
 ヲ舉行シ生徒百五十九人ヲ卒業セシム、同月生徒二百四十四人ノ入學ヲ
 許可ス、
 明治四十五年一月學則施行細則ヲ改正ス、二月學則中授業料ニ關スル件
 ヲ改正ス、五月長谷場文部大臣本校ヲ巡視セラル、六月文部省直轄學校外
 國人特別入學規程ニ依リ又ハ之ニ準據シテ入學セシモノニ付與スル修
 了證明書書式ヲ制定ス、七月生徒百六十五人ヲ卒業セシム、同月生徒二百
 九人ノ入學ヲ許可ス、
 大正元年十一月非常手配規程中非常用具ニ關スル件ヲ改正ス

大正二年一月學則施行細則中手数料ニ關スル件ヲ追加ス、同月學則施行細則中委託圖書ニ關スル件ヲ追加ス、三月講演會開設要項ヲ定ム、四月學則施行細則中學寮費納付期日並生徒戶籍宿所變更ニ關スル件ヲ改正ス、五月學則中入學料ニ關スル件ヲ改正ス、六月奉送迎ニ關スル内規ヲ定ム、同月學則施行細則中生徒歸省旅行並學寮ニ關スル件ヲ改正ス、七月學則中學寮開始ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒百七十三人ヲ卒業セシム、同月生徒二百十四人ノ入學ヲ許可ス、八月學則中天長節ニ關スル件ヲ改正ス、同月夏期講演會ヲ開設ス、九月學則施行細則中成績考查ニ關スル件ヲ改正ス、十二月學則施行細則中席次ニ關スル件ヲ改正ス、大正三年六月奉送迎ニ關スル内規ニ追加ス、同月學則中類別及學料ニ關スル件ヲ改正ス、同月學則施行細則中學業成績評點科目數ニ關スル件ヲ改正ス、七月生徒二百十五人ヲ卒業セシム、同月生徒二百八人ノ入學ヲ許可ス、八月夏期講演會ヲ開設ス、十月禮法及儀式ニ關スル内規ヲ定ム、同月

學則施行細則中授業料、學寮費ニ關スル件、缺席、缺課ニ關スル件、第一校章使用ノ件ヲ追加シ、夏服着用期間ヲ改正ス、同月生徒心得細則中追加改正ス、同月學則中服裝ニ關スル件ヲ改正ス、大正四年三月一木文部大臣本校ヲ巡視セラレ、六月勳章授與式例ヲ定ム、七月生徒百八十一人ヲ卒業セシム、同月生徒二百二十三人ノ入學ヲ許可ス、九月生徒心得細則中、ラニスヨイト使用ニ關スル件ヲ追加ス、十月天皇陛下御眞影拜戴式ヲ舉行ス、同月學則中科目評點、特待生、飲席者ニ關スル件ヲ改正ス、同月防疫規定ヲ制定ス、大正五年二月學則施行細則中試験ニ關スル件ヲ改正ス、三月學則施行細則中第一校章使用ニ關スル件ニ追加ス、四月明治天皇御眞影、昭憲皇太后御眞影、天皇陛下御眞影、皇太子殿下御影(明治四十三年十一月十八日拜戴)、明治天皇御親署勅語ヲ新設ノ奉安處ニ奉遷ス、五月非常手配規程ニ改正ヲ加フ、六月禮法及儀式ニ關スル内規ニ改正ヲ加フ、七月生徒百七十三人ヲ卒業セ

シム、同月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス、八月夏季講演會ヲ開設ス、十月皇太后陛下御眞影、皇太子殿下御影拜戴式ヲ舉行ス、十一月服務及處務細則並非常手配規程防疫規程中改正ス、

大正六年四月岡田文部大臣本校ヲ巡視セラル、七月生徒百六十一人ヲ卒業セシム、八月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス、

大正七年三月學則施行細則中第一校章使用ニ關スル件ニ追加ス、同月物品會計規程細則ヲ改正ス、五月創立十週年記念式ヲ舉行ス、七月生徒二百五人ヲ卒業セシム、同月勅令第二百八十六號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、八月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス、九月校長大島義脩女子學習院長ニ任セラル、同月第六高等學校教授岡野義三郎第八高等學校長ニ任セラル、

大正八年二月學則中紀念日ヲ追加ス、五月生徒心得細則中第八條ヲ削除ス、七月評議員會規則ヲ制定ス、同月生徒二百十四人ヲ卒業セシム、同月生

徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス、同月學則ヲ改正ス、同月學則施行細則中改正ス、八月卒業證書並ニ證明書書式ヲ改正ス、九月學則施行細則第二十八條ヲ削除ス、十一月學則施行細則中改正ス、

大正九年七月生徒二百十六人ヲ卒業セシム、同月生徒二百五十八人ノ入學ヲ許可ス、八月勅令第三百三十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、九月學則施行細則中改正ス、同月學則中授業料ニ關スル件等ヲ改正ス、同月學則施行細則中並ニ服務及處務細則中改正ス、

大正十年一月學則中學年ニ關スル件等ヲ改正ス、同月學則施行細則中改正ス、三月勅令第二百三十三號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、同月生徒二百三十一人ヲ卒業セシム、四月生徒二百五十七人ノ入學ヲ許可ス、六月服務及處務細則并物品會計規程細則中改正ス、同月學則中休業日ニ關スル件ヲ改正ス、同月學則施行細則中野外演習及射擊演習ノ件ヲ追加ス、同月學則施行細則中改正ス、

十一月校長岡野義三郎第二高等學校長ニ任セラルル同月文部省督學官芝田徹心第八高等學校長ニ任セラルル
 大正十一年一月學則施行細則中改正ス、二月學則中學期ニ關スル件等ヲ改正ス、同月學則施行細則中改正ス、三月學則中學寮費ニ關スル件等ヲ改正ス、同月生徒二百二十六人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十八人ノ入學ヲ許可ス、六月服務及處務細則中並ニ學則施行細則中改正ス
 大正十二年二月學則中並ニ非常手配規程ヲ改正ス、三月學則施行細則及生徒心得細則中改正ス、同月生徒二百三十七人ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十四人ノ入學ヲ許可ス、同月學則中生徒制服ニ關スル件、學寮費ニ關スル件、創立記念祝日并學則施行細則中授業料納付期日、學寮費納付期日及生徒心得細則中改正ス
 大正十三年二月學則施行細則中野外演習費及射擊演習費ニ關スル件ヲ改正シ、第八高等學校震災記念獎學會規定ヲ定ム、三月生徒二百五十九人

ヲ卒業セシム、四月生徒二百六十三人ノ入學ヲ許可ス、同月學則施行細則中室總代歸寮時限ヲ改正ス、十月非常手配規程中消火器検査日ヲ改ム
 大正十四年一月物品會計規程中改正ス、三月生徒二百三十六人ヲ卒業セシム、同月學則中授業料ニ關スル件、春季休業、轉科轉類ニ關スル件ヲ改正シ、學則施行細則ニ轉科轉類ニ關スル件ヲ追加シ、四月ヨリ施行ス

第三 關係法令

- 一 學校及圖書館特別會計法抄(明治四十年法律第二十三號)
- 第一條 文部省直轄諸學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシメ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テシム
- ※ ※ ※ ※ ※
- 二 高等學校令(大正七年勅令第三百八十九號)
- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道徳ノ充實ニカムヘキモノトス
- 第二條 高等學校ハ官立公立又ハ私立トス
- 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
- 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少

- クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十万圓ヲ下ルコトヲ得ス基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ
- 第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス
- 第八條 高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
- 第九條 高等學校高等科ヲ分テテ文科及理科トス
- 第十條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
- 第十一條 專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十二條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十三條 高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十四條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

生徒監(明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ追加)

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員

ヲ監督ス(明治三十二年勅令第百十七號ヲ以テ改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル(明治三十二年勅令第百十七號同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス(明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル(明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス(明治三十六年勅令第二百三十號同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ

於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ教授ヲ擔任セシムルコトヲ得

四 文部省直轄諸學校職員定員令(明治三十五年勅令第九十九號)

文部省直轄諸學校專任教員ノ定員左ノ如シ

第八高等學校	校長	一人	教授	三十人	助教授	三人	助教諭	三人	訓導	三人	保姆	三人	助手	三人	書記	七人
	校長	一人	教授	三十人	助教授	三人	助教諭	三人	訓導	三人	保姆	三人	助手	三人	書記	七人

大正二年勅令第百八十三號ヲ以テ改正
 大正七年勅令第百八十六號ヲ以テ改正
 大正九年勅令第百三十九號ヲ以テ改正
 大正十年勅令第百三十三號ヲ以テ改正
 大正十四年勅令第百十六號ヲ以テ改正

五 帝國大學官立大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規程(明治二十六年勅令第九十六號)

帝國大學官立大學文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長官立大學長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

六、直轄諸學校長職務規程(大正二年文部省訓令號外)

第一條 校長ノ聘任ノ進退ヲ具狀シ高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四 教官以下ノ内國各地出張ニ關スルコト

第五 教官以下ノ除服出任請假ニ關スルコト

第六 講師ノ解雇及其報酬減額ニ關スルコト

第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條 前條ニ揭タル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

七、高等學校規程(大正八年文部省令第八號)

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、博物、物理及化學、圖畫、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身		一	一	一	一
國語及漢文		八	八	六	六
外國語		六	七	七	七
歷史			三	三	三
地理			三		
數學		四	四	五	四
博物		二	二	二	二
物理及化學				二	四

圖畫	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一
體操	五	五	五	五
計	三一	三一	三一	三三

體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規程ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス
第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道徳ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道徳ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ヲ習熟セシムヘシ

理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ
第八條 歷史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歷史ハ日本歷史、東洋歷史及西洋歷史ヲ授クヘシ
第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ智識ヲ授クヘシ
第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル智識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ
第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ
第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何三角法、初等解析幾何、初等微積分及初等力學ヲ授クヘシ
第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ
第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル智識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシメ之ヲ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル智識ヲ與ヘ之ヲ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ
礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其變遷ニ關スル智識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ
第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三	三	
自然科學	二	三	
體操	三	三	三
計	(三九)	(三九)	(三八)

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一一	一〇	一〇
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(一四)	(一四)	(一三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	
第一外國語	八	六	六

第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	(四)
物理學		三	講義三五 實驗三五
化學		三	講義三五 實驗三五
植物及動物	二	二	講義二四 實驗二四
礦物及地質	二		
心理學		二	
法制及經濟	二		
圖畫	二		
體操	三	三	三
計	二八	二八	二八

第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物講義二實驗(二)トハ生徒ヲシテ其一ヲ選擇セシムルモノトス
第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルモノトテ得シム此ノ場合ニ於テ

各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	一三	一二	一二

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルモノトテ得

第三十二條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ
國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意
第三十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第二條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ

殊ニ國民道徳ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ
教授センコトヲ要ス
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益セン
コトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ
但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用ス
ル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨ
リ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得 (大正九年會令第
四號ヲ以テ改正)

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在
リテハ每學年二百日以上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場
合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニア
ラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休

業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝
賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコ
トヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ
認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數並專任教員及兼任教員ノ割合
ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任
スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道徳上及衛生上害ナ
キ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室

第三十四條 校舎ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス
 第三十五條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等ヲ具備スルヲ要ス
 第三十六條 高等學校ニ於テハ別段ノ規程アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ
 一 學期、日課表又教科用圖書配當表
 二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
 三 生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
 四 試驗ノ問題答案及成績表
 五 資產原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄簿
 六 生徒學籍簿ニ在籍生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學、轉學、退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ
 第三十七條 第五條ノ設置及廢止ニ關シテハ前條ノ規定ニ準ジテ之ヲ行フ
 第三十八條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルコトキハ

一 名稱
 二 高等學校令第七條ノ事項
 三 學則
 四 各科ノ生徒定數
 五 位置及校地
 六 校舎ノ圖面及建設ノ設計
 七 開校ノ期日
 八 經費及維持ノ方法
 前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積附近ノ情況ヲ記載スル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ
 第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルコトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
 第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス
 (大正九年省令第四號ヲ以テ改正)

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語算術日本歴史地理理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ試験ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數尋常科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルハシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限リ入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限リ入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

タルヘシ
 前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ
 之ヲ檢定スヘシ
 第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ
 於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限り入學ヲ許
 可スルコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限り
 試験ニ依ラサルコトヲ得
 第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキ
 小關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得
 第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ
 規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得
 第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニ
 ハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムルシ但シ正當ノ事由アリテ
 試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコト
 ヲ得
 試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ
 得ス
 第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科
 ヲ卒業シタル者ニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス
 ルコトヲ得
 第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可ス
 ルコトヲ得
 第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スルコトヲ得
 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
 三 引續キ一年以上缺席シタル者
 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
 五 出席常ナラサル者
 第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ
 第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコト
 ヲ得

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ヲ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マテニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程、明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試験檢定規程及高等學校大學豫科入學者選抜試験規程ハ之ヲ廢止ス

八 官立高等學校高等科入學者選抜試験規程

(大正八年文部(大正十年文部省令第九號)第十四號)(四十五號ヲ以テ改正)

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數選抜試験ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選抜試験ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム

前項ノ試験ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選抜試験ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科	甲類	英語ヲ第一外國語トスルモノ
文科	乙類	獨語ヲ第一外國語トスルモノ
文科	丙類	佛語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	甲類	英語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	乙類	獨語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ
 選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類ニ箇以上(同一科内ノ類ニ限ル)
 ナ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ
 獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者
 ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又ハ理科丙類ニ限ル
 第六條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム
 一 各高等學校ニ於テ各科毎ニ其ノ科ニ入學セシムヘキ人員ノ總數ト同數ノ
 人員ヲ試験ノ成績順ニ依リ選出ス
 二 前號ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル
 三 前二號ニ依リ選出セル人員ニ就キ試験ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第
 一ノ志望類ニ配當ス
 四 前號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類既ニ滿員トナリタル
 場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當
 ス
 五 本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノ
 前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ト生ズタルトキハ入學ス

ルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第九條 高等學校高等科入學資格試験規程 (大正八年文部省令第九號)
 第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試験ヲ受ケント
 スル者ハ年齢滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全品行方正且現ニ中學校ニ
 在學セサル者タルヘシ
 第二條 高等學校高等科入學資格試験ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ
 便宜之ヲ行フ
 第三條 試験ハ中學校第四學年マテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程
 度ニ依リ之ヲ行フヘシ
 第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者ニ合格
 證書ヲ交付スヘシ
 第五條 高等學校高等科入學資格試験ノ問題答案及成績表ハ五年以上保存ス
 第六條 中學校ニ於テハ本令ノ試験ニ付試験手数料ヲ徵收スルコトヲ得

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

十 文部省直轄諸學校外國人特別入學規程 (明治三十四年文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄諸學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出シヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ハシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケルコトヲ得

十一 文部省直轄諸學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用 (明治四十四年文部省令第十六號)

文部省直轄諸學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ臺灣人ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府朝鮮人ノ入學ニ關シテハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス (明治四十四年十月六日朝鮮留學生監督ノ紹介ヲ以テ總督府ノ紹介ト看做ス通牒) (大正元年十一月六日臺灣留學生監督ノ紹介ヲ以テ總督府ノ紹介ト看做ス通牒)

十二 文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ヲクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規程 (明治三十八年文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無効トス

十三 文部省直轄諸學校ノ二學校以上入學出願者ノ入學スヘキ學校 (大正十一年十二月二十七日) 專門學務局長通牒

同一人ニシテ大學課科、實科、專門部若ハ直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ許可セラレタルトキハ本人ノ選擇ニ依リ其ノ入學スヘキ大學課科、實科、專門部若ハ學校ヲ決定シ得

十四 高等學校高等科學力檢定規程 (大正十年十一月) (文部大臣訓令)

第一條 高等學校高等科學力檢定試驗ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試驗施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ之ヲ施行ス

試驗ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試驗ハ高等學校高等科學卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ高等學校高等科學ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先シ中學校第四學年迄ノ必修各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗ヲ行フヘシ

第三條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ

第四條 試驗ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ(證明書式略ス)

大學課科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

第四章 學則

第二章 學科

第一條 本校ノ學科ハ大正八年文部省令第八號所定ノ高等學校高等科學文科及理科トス

第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス

第二章 學年學期及休業

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ニ二學期ヲ設ク

第一學期ハ四月一日ヨリ十月三十一日ニ至リ

第二學期ハ十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 休業日左ノ如シ

大日 祭 曜 日

大日祭 日

紀元節 二月十一日

天長節 祝日 十月三十一日、三十一日、三十一日

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春季休業 三月十一日ヨリ四月七日ニ至ル

創立記念祝日 四月三十日、五月三十一日、三十一日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月五日ニ至ル

第三章 入學及在學

第六條 入學ノ期ハ毎年學年ノ初トス

第七條 入學ヲ志望スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及檢定料ヲ添へ本

校ニ差出スヘシ

第八條 檢定料ハ金五圓トス

一旦納付シタル檢定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第九條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

第十條 文科甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

文科乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

理科甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

理科乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類ニ簡以上同一科内ノ類

ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ

定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限

ル

第十條 各科入學志願者ノ數入學セシムヘキ者ノ數ニ超過スルトキハ

選拔試験ヲ行フ

第十一條 入學後ニ於テハ轉科轉類ヲ許ササルヲ以テ原則トス但シ特

特別ノ事情アルモノニ對シテハ學則施行細則ノ規定ニヨリ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ履歷書ニ入學料金參圓ヲ添ヘ本校ニ差出シ且大正七年勅令第三百八十九號第十二條ノ入學資格ヲ證明スヘキ修了證書又ハ證明書ヲ提出シ本校ニ檢閲ヲ受クヘシ前項ノ手續ヲ了セサル者ハ其ノ入學ノ許可ヲ無効トス

第十三條 入學シタル者ハ宣誓ヲ爲シ且在學中保證ノ責ニ任スヘキ父兄ノ宿所氏名ヲ届出ツヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ者ヲ定メ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條 退學セシ者再入學ヲ願フトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコト

第十五條 各學年第二學期末ニ於テ生徒ノ學業成績ヲ考查シテ學年成績及卒業成績ヲ定ム

第十六條 學年成績ハ當該學年ニ於ケル勤惰平常成績及試験ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リ試験ヲ行ハサルコトアル

第十七條 卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十八條 試験ヲ分チテ通常試験及定期試験トス通常試験ハ課業ノ進度ニ應ジ隨時之ヲ施行ス定期試験ハ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

第十九條 學業成績ハ科目評點及平均評點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ最高點トス

第二十條 試験ニ缺席シタル者ノ評點ハ當該學期ニ於ケル平常成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ一學年間ニ二回トモ定期試験ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第二十一條 缺席休學停學等ノ爲メ平常成績ノ考查ヲ爲ス能ハサル者ニ就テハ臨機ノ處分ヲ爲ス

第二十二條 學年評點左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

一 平均評點六十未滿ナルコト

二 一科目ノ評點四十未滿ナルコト

三 科目評點五十未滿ノモノ二科目以上アルコト

四 科目評點六十未滿ノモノ五科目以上アルコト

第二十三條 進級又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平常ノ行狀及學業進歩ノ狀況ヲ參酌シテ斷陟スルコトアルヘシ

第二十四條 進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ニ於テ再ヒ原學年ノ各學科目ヲ履修セシム

第二十五條 特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認めタルトキハ之ヲ罷ム

第二十六條 特待生ハ每學年之ヲ定ム

第二十七條 特待生ニ對シテハ授業料ヲ徵收セス

第二十八條 特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認めタルトキハ之ヲ罷ム

第六章 授業料

第二十九條 授業料ハ一學年金六拾五圓トス但シ大正十三年度以前ニ入學シタル者ハ金五拾圓大正十年度以前ニ入學シタル者ハ金四拾圓大正八年度以前ニ入學シタル者ハ金參拾五圓トス

第三十條 授業料ハ左ノ二期ニ分納セシム

第一學期分納額	大正十四年度以後 ニ入學シタル者	大正十三年度以前 ニ入學シタル者	大正十年度以前 ニ入學シタル者	大正八年度以前 ニ入學シタル者
第二學期分納額	參拾貳圓五拾錢	貳拾五圓	貳拾圓	拾五圓

納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 授業料ハ缺席停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ次學期ノ分納額ヲ免除シ爾餘ノ休學者ニ對シテハ次學期ノ分納額ヲ半減ス

第三十二條 第一學期ニ於テ退學シタル者ニ對シテハ次學期ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十三條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第三十四條 學年ノ半途ヨリ再入學ノ許可ヲ受ケタル者ノ當該學期授業料ノ分納額ハ一箇月金六圓五拾錢第三十六條ニ依リ休學セル者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ出席シタルトキハ當該學期ノ分納額ハ一箇月金六圓五拾錢(大正十三年度以前ニ入學シタル者ハ一箇月金五圓大正十年度以前ニ入學シタル者ハ一箇月金四圓大正八年度以前ニ入學シタル者ハ一箇月金參圓五拾錢)ニ對シテ其月分ヨリ之ヲ徵

收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セシム但シ第一學期分授業料又月割ニ關シテハ七月八月ヲ算入セス

第七章 休學及退學

第三十五條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ當該學年間休學ヲ許可スルコトアル

第三十六條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

第三十七條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

前條ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以内ニ於テ原學年ニ復スヘシ
第三十八條 休學ハ同一學年ニ於テ一回一箇年以内ニ限ル但シ第三十

第六條ニ依ル休學ハ此ノ限ニアラス一週一週以内ニ學業ヲ修メ其後三十
第三十九條ニ生徒退學セントスルトキハ其事由ヲ申出テ校長ノ許可ヲ
受クヘシ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ之ヲ除名ス

一、正當ノ理由ナクシテ引續キ三十日以上缺席セル者
二、出席常ナラサル者

三、引續キ一年以上出席セサル者但シ休學ノ期間ハ本號出席セサル日
數ニ算入セス

四、學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者
五、授業料又ハ學寮費ノ滯納三十日ニ及フ者

第四十一條 除名ニ關シテハ前條ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ
第八章 懲戒

第四十二條 學紀風紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒ノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ

懲戒ス

懲戒ハ形跡ニ拘ハラズ主トシテ德義ニ基キテ之ヲ斷ス

第四十三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭謹慎放校ノ三トス謹慎ニハ停學ヲ

附加スルルコトアルヘシ

第四十四條 戒飭ハ訓戒ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ謹慎ハ一定時間特別ノ監
督ノ下ニ反省セシメ放校ハ學校ヨリ放逐ス

第九章 校章及服制

第四十五條 本校ノ徽章ヲ第一校章及第二校章トス其ノ様式左ノ如シ

(様式略ス)

第四十六條 第一校章ハ制帽ノ前章トス

第四十七條 第二校章ハ衣釦紋章其ノ他ノ記號ニ用フルモノトス

第四十八條 本校生徒ノ制服ハ正帽、衣、袴、靴、略帽、夏衣、夏袴、脚絆、マントト

製式、鈕襟章ハ二三ニ同シ

品質 小倉綾織

色 藍鼠霜降一ヤシ長、白鼠二ヤシ長、香二ヤシ

七、脚絆 品質 濃紺又ハ黒

製式 卷脚絆

品質 綿布、麻布又ハ羅紗

色 濃紺又ハ黒

八、マント (頭巾ヲ附ス)

製式 普通

品質 羅紗(襟ニ「ピロード」毛皮等ヲ附スルヲ得ス)

色 黒色(表裏共同シ)

長 膝下參寸以内

第十章 學費

第四十九條 學寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓育スル處トス

第五十條 學寮ハ一學年ヲ以テ二期トシ開閉ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第五十一條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情ニ依リ通學ノ許可ヲ受ケタルモノ、外總テ學寮ニ入ルヘキモノトス

第五十二條 前條以外ノ生徒ニシテ入寮セント欲スルモノハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十三條 學寮生徒ニシテ退寮セント欲スルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十四條 學寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セシムルコトアルヘシ

第五十五條 學寮費ハ一學年金拾五圓トシ左ノ三期ニ分納セシム

第十一期分納額五圓
第二期分納額五圓

第三期分納額五圓

中途退寮シタル者ニ對シテハ次期以下ノ學寮費分納額ヲ免除ス
既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セズ
學寮費納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 學寮生徒ニシテ其ノ本分ニ背戾スル行爲アリト認メルキハ情狀ニヨリ退寮ヲ命スルコトアルヘシ

第五十七條 本校所有ノ圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏ス

第五十八條 書庫ニ於テハ本校所藏ノモノ外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第五十九條 教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別ノ

場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第六十條 職員ハ校長ノ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得

第六十一條 圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ル者ハ職員及生徒第五十八條ノ圖書委託者其ノ他校長ノ特許ヲ得タル者ニ限ル

第六十二條 本校所定ノ規則ニ違反シ又ハ其ノ他不都合ノ行爲アルモノハ圖書ノ閱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十三條 本校所藏ノ學術用器具及機械ハ各所屬教室ニ備付ク

第六十四條 生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ實習用器具及機械ヲ使用スルコトヲ得

第六十五條 本校ノ圖書器具及機械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第五 評議員會規則

第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク
 第二條 評議員ハ教授中ニ就キ校長之ヲ命ス
 第三條 評議員會ハ校務ニ關シ諮問ヲ要スルトキ校長之ヲ開キ其承意見ヲ問フ

第六 生徒心得

本校生徒タルモノハ德性ヲ涵養シ知能ヲ練磨シ以テ國家有用ノ器材タルコトヲ期スヘシ居常守ルヘキ道多端ナリト雖モ茲ニ其ノ標的トスヘキ大綱ヲ舉示スルコト左ノ如シ

- 一、志操ヲ固クシ實行ヲ勵ミ學業德器ノ大成ヲ期スヘキコト
- 二、身體精神ヲ鍛鍊修養シ剛健快活ノ氣象ヲ振起スヘキコト
- 三、獨ヲ慎ミ己ニ克チ忠信廉恥ノ心ヲ存スヘキコト
- 四、規律ヲ守リ責任ヲ重シ謹恪重厚ノ風ヲ持スヘキコト
- 五、師長ヲ尊敬シテ温恭自虛ノ道ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ協同融和ノ實ヲ舉クヘキコト

第七 第八高等學校講演會

- 一、目的 普通教育者ニ必要ナル學術ノ補習
- 二、會場 本校内
- 三、會期 夏季休業中一週間乃至二週間
- 四、講演科目 其都度之ヲ定ム
- 五、講師 本校職員
- 六、聽講料 一科目金壹圓五拾錢以上一科目ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ徴收ス
- 七、證明 聽講終了者ノ希望ニ應シ證明書ヲ與フ

第六 運動獎勵ニ關スル方針

- 一、正運動ハ體育心育兩全ヲ目的トス
- 二、事情ノ許ス限リ各種ノ運動ヲ均ク獎勵ス
- 三、全生徒ハ運動ニ參加シ各人常ニ一種以上ノ運動ヲ練習スルヲ例トス
- 四、運動ノ爲メニ學業ノ時間ヲ割カサルヘシ
- 五、實力ノ養成ヲ主眼トシ競技上ノ勝敗ニ腐心セサルヘシ
- 六、他校又ハ諸種ノ團體ニ於ケル競技ノ趣旨本校ニ方針ニ反スルトキハ本校生徒ハ之ニ加ハラサルヘシ
- 七、時々大小各種ノ競技會ヲ催ス
- 八、競技會ニ於テハ虚飾ヲ去リ餘興又ハ之ニ類スルコトヲ行ハサルヘシ

第九 細 則

一 學則施行細則

第一章 學科及授業

第一條 學則第一條ニ依ル學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リ之ヲ實施ス

第二條 高等學校規程第四條第四項ノ隨意科ヲ修メントスル者及同規程第二十條ノ選擇科目ヲ選定セントスル者ハ指定ノ日迄ニ其ノ志望ヲ届出ツヘシ

第三條 學則第十一條但書ニヨリ轉科轉類ヲ希望スルモノハ檢定料金一五圓ヲ添ヘ二月五日迄ニ願出ツヘシ此場合ニ於ケル詮議ノ條件左ノ如シ

一、轉科轉類ハ同學年若ハ其ノ以下ノ學年ニ限ル

二、第一學年ニ轉科轉類セントスル者ニハ入學選抜試験ヲ受ケシム

三、第二學年以上ニ轉科轉類セントスル者ニハ缺員アル場合ニ限リ

左ノ方法ニ依リ特ニ許可スルコトアルヘシ

(一) 轉科轉類セントスル者ニ對シテハ從來ノ操行及學業成績ヲ參考

シタル上檢定試験ヲ課ス

(二) 檢定試験ハ轉入セントスル科類ニ於ケル前學年以下ノ全學科目

ニ付之ヲ課スルモノトス但シ轉科轉類セントスル者ノ既修シタ

ル學科目ニシテ其内容程度及每週教授時數ニ於テ同等以上ト認

ムヘキ場合ハ當該學科目ニ限リ試験ヲ課セサルコトアルヘシ

(二) 轉科轉類ノ時期ハ學年ノ始トス

第四條 每週授業ノ日課ハ學年ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ半途ニ之ヲ變更シ又ハ臨時日課ヲ變更スルコトアルヘシ

第五條 一授業時ヲ五十分トス

實驗製圖實習體操ニ於テハ一授業時ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業
 スルコトアルヘシ

第六條 特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要
 アリト認ムルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ

第七條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺クス
 一、試験、檢閲、儀式、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタル
 二、トキ

第八條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムル
 トキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第九條 教科用圖書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ校長之ヲ定ム

第十條 學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱ス

第一章 編制

組ハ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス

第十一條 各學級ニ總代二人ヲ置ク

級總代ハ當該學級生徒ヲシテ定員二倍ノ候補者ヲ互選セシメ其中
 ニ就キ校長之ヲ命ス

第十二條 級總代ハ別ニ定ムル學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切
 ノ世話ヲ爲スモノトス

第十三條 級總代ノ任期ハ一箇年トス

第十四條 全生徒ヲ以テ生徒隊ヲ編成ス
 生徒隊部隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 成績考查、試験、檢閲

第十五條 學業成績評點科目數ヲ定ムルコト左ノ如シ

文	科
---	---

修身	國語及漢文	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	體力	合計
第一學年	二	二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一一〇
第二學年	二	二	〇	二	二	一	一	一	一	一	一	一一二
第三學年	二	二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一一〇

修身	國語及漢文	外國語	第二外國語	數學	物理	化學	植物及動物	礦物及地質	心理	法制及經濟	圖畫	體育	合計
第一學年	二	二	〇	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一一三
第二學年	二	二	〇	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一一三
第三學年	二	二	〇	二	二	二	二	〇	一	一	一	一	一一三

隨意科ノ科目評點ハ學則第二十二條ノ條件ニ加フ

第十六條 各教官ハ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル科目評點ヲ定ム
但シ一科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ合議ノ上之ヲ定ム

修身擔任教官ハ第一學期末ニ於ケル成績考查ヲ行ハサルコトヲ得

第十七條 各科目ノ學年評點ヲ定ムルニハ第一次評點四第二次評點五
ノ比ヲ以テ參酌平均ス

第十八條 第一學年總點ノ二倍第二學年總點ノ三倍及第三學年總點ノ
五倍ノ總和ヲ以テ卒業評點トス

第十九條 在學生徒ノ席次ハ前學年ノ成績ヲ按シ各學級ニ就キ校長之
ヲ定ム卒業席次ハ卒業成績ヲ按シ各料類ニ就キ校長之ヲ定ム

第二十條 通常試驗ハ每學期一回以上施行スルヲ常例トス其ノ期日ハ
擔任教官之ヲ定メ施行後學級主任ニ通知スヘシ之ヲ豫メ生徒ニ告知
スル場合ニハ前以テ學級主任ニ協議スルヲ要ス

第二十一條 定期試驗ハ別ニ時間ヲ定メテ之ヲ行ヌ
第二十二條 第一次定期試驗ハ第一學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施
行ス

第二次定期試驗ハ第二學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二十三條 修身ノ試驗ニ關シテハ前三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十四條 試驗問題ハ擔任教官之ヲ定メ其ノ定期試驗ニ關スルモノ

ハ試驗施行後三日以内ニ報告スヘシ

第二十五條 檢閱ハ生徒隊規律ノ張弛志氣ノ振否服裝ノ整否教練ノ進

歩ヲ檢スル爲メ之ヲ行フ

第二十六條 檢閱ハ定期檢閱及臨時檢閱トシ定期檢閱ハ每學期一回之

ヲ行フ

第二十七條 檢閱ノ期日及方法ヲ校長ノ命ニ依リ其ノ實施ハ體操教官

之ヲ擔任ス

檢閱成績ニ體操教官ニ於テ學業成績考查ノ參考トス

第二十八條 授業料納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分 其ノ年四月八日ヨリ同月十七日ニ至ル

第二學期分 其ノ年十一月一日ヨリ同月十日ニ至ル

第三十九條 學寮費納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一期分 四月八日ヨリ同月十七日ニ至ル

第二期分 九月六日ヨリ同月十五日ニ至ル

第三期分 一月八日ヨリ同月十七日ニ至ル

第三十條 授業料又ハ學寮費ノ滯納三週日ニ及フモノハ授業ヲ停止ス

第五章 在學及休學

第三十一條 生徒ハ左記ノ一ニ該當スル者ヲ除ク外入學後一學年間ハ總

テ學寮ニ入ルヘク其ノ後ハ學寮又ハ本校公認下宿ニ入ルヘシ但シ特

別ノ事情アルモノハ願出ニヨリ審査ノ上他ヨリ通學ヲ許可スルコト

アルヘシ

一、自宅ヨリ通學スルモノ

二、職員宅ヨリ通學スルモノ

三、親戚宅ヨリ通學スルモノ

第三十二條 生徒遅刻、缺課又ハ缺席スルトキハ其ノ當日ヨリ五日以内

ニ事由ヲ詳記シ届出ツヘシ但シ病氣缺席一週日ニ涉ルモノハ醫師ノ

診斷書ヲ添付スヘシ

第三十三條 生徒左ノ事由ニヨリ缺席、缺課届出ノ場合ハ其ノ他ノ事由

ニヨル缺席、缺課ト區別シ缺席日數又ハ缺課時數ニ算入セス

一、父母ノ喪ニ丁リタルトキハ七日以内祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リ

タルトキハ五日以内其ノ他ノ服忌ヲ受クル場合ハ三日以内

二、學校所在地ニ於テ同學級生徒葬儀ノ場合ハ會葬ニ要スル時間
 第三十四條 生徒ハ異動ノ有無ニ拘ハラズ毎年四月八日ヨリ同月二十
 五日迄ニ所定ノ書式ニヨリ宿所ニ關スル届出ヲ爲スヘシ
 第三十五條 生徒宿所ヲ變更シタルトキ六三日以内ニ前條ノ手續ヲ爲
 スヘシ
 第三十六條 生徒戸籍又ハ父兄ニ關スル届宿所ニ關スル届ニ異動ヲ生
 起シタルトキ六直ニ届出ツヘシ但シ戸籍異動ノ場合ハ抄本ヲ添付スヘ
 シ
 第三十七條 生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコ
 トアルヘシ
 第三十八條 通學生徒歸省旅行一週日ニ涉ル場合ニハ事由及旅行先ヲ
 詳記シ豫メ届出ツヘシ
 第三十九條 疾病ニ依リ休學セントスル者ハ其ノ願書ニ醫師ノ診斷書

ヲ添付スヘシ
 第四十條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ役名
 服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ
 第四十一條 生徒ヨリ提出スル總テノ願届書ハ特ニ規定アルモノヲ除
 ク外指導教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ
 第六章 校章及服裝
 第四十二條 生徒第一校章ヲ使用セントスル場合ハ豫メ許可ヲ受クヘ
 シ
 第四十三條 生徒登校スル場合ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ
 脚絆ハ特ニ指定シタル場合ノ外着用セサルコトヲ得
 第四十四條 止ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者
 ハ事由ヲ詳記シ之ヲ届出ツヘシ
 第四十五條 儀式ノ場合ニハ冬服及正帽ヲ着用スルヲ正装トス

第四十六條 生徒外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ著

用スルトキハ必ス袴及制帽ヲ著クヘシ

第四十七條 夏服着用期間ハ五月十日ヨリ十月十日迄トス但シ時宜ニ

依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルスヘシ

第四十八條 夏服着用期間ニ於テハ儀式ノ場合體操教授ヲ受クル場合

及特ニ指定シタル場合ノ外ハ略帽ヲ以テ正帽ニ代用スルコトヲ得

第四十九條 新ニ入學セル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ五月十日ヨリ本章

中服裝ニ關スル規定ヲ適用ス

第七章 野外演習及射擊演習

第五十條 體操科ノ一部トシテ野外演習及射擊演習ヲ行フ射擊演習ハ

之ヲ分テテ狹窄射擊演習及實包射擊演習トシ別ニ期ヲ定メ之ヲ行

第五十一條 生徒ハ前條演習ノ費用トシテ每學年金參圓ヲ第一學期分

授業料ト共ニ會計係ニ納付スヘシ但シ體操ヲ免除セラレタル者ハ此

ノ限ニアラス

第五十二條 野外演習費及射擊演習費ニ不足ヲ生スル虞アル時ハ更ニ

之ヲ徴收シ剩餘ノ見込アル時ハ校長ノ決裁ヲ經テ臨機ノ處置ヲ爲ス

コトアルヘシ

第五十三條 毎年二月演習費用ヲ計算シ剩餘アリタルトキハ野外演習

ヲ施行セサル場合ニ限り之ヲ返戻ス但シ演習出席ノ有無ニ拘ラス其

ノ費用ヲ控除ス

決算公表當日ヨリ三十日以内ニ其ノ請求ヲナササルトキハ剩餘金ヲ

返戻セシテ之ヲ翌年度ノ演習費ニ繰入ルモノトス

第五十四條 野外演習及射擊演習ニ關スル必要事項ハ其ノ都度之ヲ達

示ス

第八章 學則施行細則

第五十五條 學寮生徒ハ生徒監指導ノ下ニ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スヘシ

第五十六條 各室人員久配當ハ生徒監之ヲ定メ其ノ職務ニ依リテ之ヲ監督ス

第五十七條 寮内日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケ生徒監之ヲ定ム

第五十八條 學寮生徒ハ寮紀及規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行ス

一、寮内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト

二、寮内ノ清潔及衛生ニ關スルコト

三、炊事事務炊事監督ニ關スルコト

四、其ノ他必要ナル事項

第五十九條 各寮ニ委員二人各室ニ總代一人ヲ置キ任期ヲ一學年トス

總代ハ各室生徒互選トシ生徒監ノ認可ヲ經テ就任ス

委員ハ各寮第二、三年生徒ノ互選ニヨリ選定セラル候補者ヲ就テ校長之

ヲ命ス

第六十條 寮委員ハ生徒監ノ指示ニ從ヒ寮内整理ノ責任シ寮紀規約

ノ實行ヲ督勵ス

第六十一條 總代ハ室内整理ノ責任シ兼テ室員ヲ代表ス

第六十二條 止ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時限外ニ外出セントスル

モノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第六十三條 外出中止ムヲ得サル事情アリテ歸寮時限ニ遅レタルモノ

ハ其ノ事由ヲ詳記シ翌日中ニ届出ツ

第六十四條 止ムヲ得サル事情アリテ外泊セントスルモノハ豫メ生徒

監ノ許可ヲ受ケ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出ス

外出中俄ニ外泊スルノ止ムヲ得サル事情ヲ生シ前項ノ手續ヲ履ム能

ハサルトキハ當日門限時限迄ニ其ノ事由ト居所トヲ届出テ歸寮ノ際

外泊先ノ證明書ヲ差出ス

第六十五條 學寮生徒歸省又ハ旅行ヲナサントスルトキハ日數及旅行先ヲ明記シ願出テ生徒監ノ許可ヲ受ケルシ限リ歸寮ノ際ハ歸省先又ハ外泊先ノ證明書ヲ差出スルヘシ

第六十六條 各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動セシムヘカラス

第六十七條 不注意又ハ怠慢ノ爲メ備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルモノハ之ヲ辨償セシム

第九章 圖書

第六十八條 本校所藏ノ圖書ハ擔任事務員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第六十九條 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第七十條 學則第五十九條ニ依リ特別ノ場所ニ備付タル圖書監守ニ關シテハ當該場所物品監守者其ノ責ニ任ス

第七十一條 教官ハ一員二十冊其人他ノ職員ハ一員十冊ヲ限リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢裝本モノハ本文冊數ヲ倍スルコトヲ得

第七十二條 貴重圖書閱覽室備付ニ缺クヘカラサル圖書及ヒ一員ニシテ同一ノ圖書二部以上ハ之ヲ借受クルコトヲ得ス

第七十三條 圖書ヲ借受ケント欲スル者ハ圖書課ニ就キ所定ノ手續ヲナスヘシ借受ケタル圖書ハ之ヲ轉貸スヘカラス

第七十四條 借受ケタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第七十五條 生徒圖書閱覽ノ證トシテ閱覽券ヲ設ケ每學年ノ始メ圖書課ニ於テ之ヲ交付ス

第七十六條 本校ノ職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閱覽スル者ニ對シテハ圖書閱覽特許證ヲ附與ス

第七十七條 閱覽券ハ之ヲ他ニ轉貸スヘカラス若シ之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ届出ツヘシ

第七十八條 圖書閱覽室ハ左ノ期間之ヲ閉ツ

一、八月一日ヨリ八月三十一日マテ

一、十二月二十八日ヨリ一月五日マテ

一、祝日大祭日

前項ノ外臨時閉室スルコトアルヘシ

圖書閱覽室開閉ノ期限ハ其ノ時々之ヲ定ム

第七十九條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ一切ノ手續ヲ了シ閱覽券ト共ニ之ヲ係員ニ差出ス可シ但シ閱覽室備付ノ圖書ト雖モ時宜ニ依リ閱覽ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第八十條 閱覽者ハ閱覽終レハ直ニ圖書ヲ返納スヘシ

閱覽者ハ圖書ヲ閱覽室外ニ携帯スルコトヲ得ス

第八十一條 閱覽者ハ一時ニ洋書六冊和書十一冊以上ヲ借覽スルコトヲ得ス

第八十二條 學則第五十八條ニ依リ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ其ノ圖書名著譯編者名裝訂別冊數及見積價格ヲ具シ委託期限ヲ定メテ校長ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ圖書ニハ委託者又ハ所有者ノ捺印アルヲ要ス

第八十三條 委託圖書ハ委託者ニ於テ之ヲ本校ニ送致スヘシ

本校ハ之レニ對シ受領證ヲ交付ス

第八十四條 委託圖書ハ書庫以外ニ備付クルコトヲ得ス

委託圖書ノ閱覽ニ關シテハ委託者ノ希望ニ依リ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

第八十五條 火災盜難其ノ他ノ事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

二 生徒心得細則

- 第一條 生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ
- 第二條 生徒ハ酒類ヲ飲用スヘカラス
- 第三條 校内ニ於テハ生徒控所、屋外ノ空地及道路(正門ヨリ玄關ニ至ル道路ヲ除ク)ノ外喫煙スヘカラス
- 第四條 生徒揭示ヲナサントスル時ハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ
揭示ハ特別ノ許可ヲ受ケタルモノ、外左ノ制限ニ依ルヘシ
 - 一、揭示用紙ハ縦二尺三寸以內、横四尺六寸以內
 - 二、揭示一件ニツキ用紙一枚ヲ限トス
- 第五條 生徒集會ヲ催ストキハ豫メ生徒課ニ届出ツヘシ
- 第六條 授業ヲ受クル時ノ外教室ニ入ルヘカラス但シ第一鐘後授業準備ノ爲教室ニ入ルコト及當該教官ノ許可ヲ得テ特別教室ニ入ルコトハ此ノ限ニアラス

第七條 帽、マント、書籍、ノート、ブック等生徒携帶品ニハ氏名ヲ記入ス

第八條 告示ハ所定ノ場所ニ揭示シタル以上ハ一般ニ了知セラレタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ

三 服務及處務細則

第一章 教官ノ服務

- 第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、助教授、講師及備外國人教師ヲ包含ス
- 第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス
- 第三條 生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官擔任トス
- 第四條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任、學級主任、指導教官ノ事務ニ從事スヘシ
- 第五條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ

第六條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ入學者選抜試驗高等學校高等科學力檢
定試驗其ノ他臨時ノ事務ニ從事スヘシ

第七條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見
アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ

第八條 教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス
他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第九條 第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第十條 書記及雇員ハ校長ノ命ニ依リ課長ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ
從事スヘシ

雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於
テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ執務スヘシ

第十一條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキ又ハ所屬

上官ヨリ特ニ命セラレタルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖モ執務ス
ヘシ

第十二條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ當日
執務時限前ニ事由ヲ記シ届出ツヘシ若病氣缺勤一週日ニ涉ルトキハ
醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後一週日ヲ加フル毎ニ同様ノ手續ヲナスハ
ベシ

第十三條 執務時限中發病等ノ爲メ退出セントスルトキハ上官ノ承認
ヲ受クヘシ

第十四條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノハ前日中ニ届出ツヘシ

第十五條 親屬ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届
出ツヘシ

第十六條 轉地療養父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノ爲メ請暇セント
スル者ハ日限及行先地ヲ記シ許可ヲ受クヘシ

第十七條 陸軍召集令又ハ海軍召集條例ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ニ應
 スルモノハ日限及應召地部隊艦艇等ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
 賜暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前届出ツヘ
 シ
 第十八條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ
 且歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ
 以テ復命スルコトヲ得
 第十九條 新任者ハ五日以内ニ住所ヲ届出ツヘシ
 住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
 第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項
 ノ履歷上ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ
 第二十一條 轉任、免官、休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ
 取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事
 急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事ス
 第二十四條 學校醫ハ毎月一回教授時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ視
 察スヘシ
 學期學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルトキ亦同シ
 第二十五條 學校醫ハ每週二回學寮ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視察
 シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ
 第二十六條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應ジ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作
 成スヘシ
 第二十七條 學校醫ハ學生生徒兒童身體檢查規定ニヨリ生徒ノ身體ヲ
 檢查シ身體檢查票ヲ調製スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校及學寮ノ近傍若ハ學校及學寮内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙ホ其ノ狀況ニヨリ學校又ハ學寮ノ全部若ハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ前各條ノ任務ヲ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又ハ身體ヲ検査シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第三十一條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務

第三十二條 各教官ノ擔任スヘキ教育事務概ネ左ノ如シ

一、生徒ノ操行ヲ調査スルコト

二、生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト

三、生徒ノ學業成績ヲ調査スルコト

四、教室内ノ秩序ヲ保持スルコト

五、擔任學科教授要目ヲ調製スルコト

六、教育ノ成績及教授ノ經過ヲ報告スルコト

七、修學旅行ニ關スルコト

八、其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノコト

第三十三條 訓育ニ關スル事務ハ全教官ノ擔任トシ生徒監ヲシテ之ヲ主掌セシム

生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十四條 教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トス

第三十五條 教育事務整理ノ責ニ任セシムル爲メ學科主任、學級主任及

指導教官ヲ置ク

第三十六條 學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長

之ヲ命ス

修身科 修身

第一文學科 哲學概説、心理及論理、歷史、地理、法制及經濟

第二文學科 國語及漢文

第一語學科 英語

第二語學科 獨語

第一理學科 數學、物理、化學、自然科學

第二理學科 植物及動物、礦物及地質、自然科學

第三理學科 圖畫

體操科 體操

第三十七條 學科主任ノ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ

一、當該學科教授ノ統一進步ノ爲メ必要ナル處置ヲ爲スコト

二、當該學科教授要目ヲ整理スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

四、教授分擔ニ關スルコト

五、教授上必要ナル參考用圖書、器具、機械、標本、藥品等ヲ調査スルコト

六、其他當該學科ニ關スルコト

第一文學科、第二文學科、第一理學科及第二理學科ノ主任ハ校長ノ許可

ヲ受ケ前項事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得

學科主任ハ擔任事務ニ關シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ

得

第三十八條 學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十九條 學級主任ハ所屬生徒ヲ統率シ校規命令ヲ實行セシメ及其

ノ學業ヲ督勵シ風紀ヲ維持シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ臨機處

- 一〇、體育及運動ニ關スルコト
 - 一一、學校衛生ニ關スルコト
 - 一二、身體檢查ニ關スルコト
 - 一三、生徒控所ニ關スルコト
 - 一四、卒業生ニ關スルコト
 - 一五、學寮ノ管理及警備ニ關スルコト
 - 一六、學寮當直ニ關スルコト
 - 一七、生徒ノ入寮退寮ニ關スルコト
- 第四十八條、教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
 - 二、教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
 - 三、授業及休業ニ關スルコト
 - 四、教科用圖書ニ關スルコト

- 五、生徒募集及入學ニ關スルコト
 - 六、選拔試験ニ關スルコト
 - 七、成績考查、進級、卒業及成績證明ニ關スルコト
 - 八、試験、檢閲及學力檢定ニ關スルコト
 - 九、學級編成ニ關スルコト
 - 一〇、生徒ノ修業科類及志望學科ニ關スルコト
 - 一一、教授上ノ設備ニ關スルコト
 - 一二、教官ノ報告ニ關スルコト
 - 一三、教官會議ニ關スルコト
 - 一四、野外演習射擊演習及修學旅行ニ關スルコト
 - 一五、參觀人取扱ニ關スルコト
 - 一六、教室及教官室ニ關スルコト
- 第四十九條、圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、圖書保存及整理ニ關スルコト
 - 二、圖書印ヲ管守スルコト
 - 三、購入圖書ノ審査ニ關スルコト
 - 四、書庫及閱覽室ニ關スルコト
 - 五、圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 六、圖書貸付ニ關スルコト
 - 七、新聞雜誌年報一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト
- 第五十條 庶務課ニ庶務係及會計係ヲ置ク
- 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト
 - 二、校長ノ官印及校印ヲ管守スルコト
 - 三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
 - 四、職員ノ服務ニ關スルコト

- 五、雇外國人ニ關スルコト
- 六、公文書處理ニ關スルコト
- 七、統計報告一覽等ニ關スルコト
- 八、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
- 九、日誌及諸記錄ニ關スルコト
- 一〇、諸儀式ニ關スルコト
- 一一、校章及校旗ニ關スルコト
- 一二、寄贈ノ金品等ニ關スルコト
- 一三、事務當直ニ關スルコト
- 一四、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト
- 會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、歲入歲出豫算及決算ニ關スルコト
- 二、資金ニ關スルコト

- 三、金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
 - 四、歳入、歳出及物品證明ニ關スルコト
 - 五、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
 - 六、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 七、修繕ニ關スルコト
 - 八、校地校舎ニ關スルコト
 - 九、電話電燈、瓦斯給水及煖爐取扱ニ關スルコト
 - 一〇、校内一般ノ警備取締ニ關スルコト
 - 一一、校舎内外ノ洒掃ニ關スルコト
 - 一二、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第五十一條 各分課ノ主掌事務ニシテ他分課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ

第五十二條 各分課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他ノ分課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章 文書處理

第五十三條 公文書ハ第五十五條ニ依ルモノ、外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徴スヘシ

二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ

親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ

第五十四條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ庶務課ニ還付スヘシ

第五十五條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受スヘシ

- 一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類

- 二、生徒ヨリ差出ス願届書類
- 三、入學志願者受験名票
- 四、其他校長ノ指定シタル書類
- 第五十六條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ
- 事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルキハ校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ
- 第五十七條 左ノ文書ハ主掌課長限リ處分スヘシ
 - 一、生徒在學證明ニ關シ徵兵事務ニ關係ナキモノ
 - 二、生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ
 - 三、生徒ノ宿所入寮退寮及諸届出ニ關スルモノ
 - 四、物品ノ支給ニ關スルモノ
 - 五、一定ノ例規ニ依ルモノ

- 第五十八條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第五十九條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ執務時間以外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ當直ニ回付スヘシ
- 第六十條 庶務課ニ於テハ發送文書及原議ニ號番ヲ付シ之ヲ件名簿ニ登記スヘシ
- 第六十一條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ月日受信名、發信名、料金を登記シ取扱主任檢印スヘシ
- 第六十二條 事件ノ完結シタル文書ハ第七章及第八章ニ掲クルモノ及保存期間一箇年以内ノモノヲ除ク外總テ庶務課ニ回付スヘシ第七章及第八章ニ掲クル文書ハ主掌分課ニ於テ整理シ之ヲ保存スヘシ文書ノ保存年限ハ別ニ之ヲ定ム
- 前項ニ依リ回付セラレタル文書ハ庶務課ニ於テ篇纂シ之ヲ保存スヘシ

庶務課年報

第六十八條 庶務課年報ハ次週水曜日マテニ、月報ハ翌月七日マテニ、學期報ハ學期末後二十五日以内ニ、年報ハ毎年四月末日マテニ校長ニ提出スヘシ

第六十九條 定期報告ハ別ニ定ムル様式又ハ要項ニ依リ調製スヘシ

第七十條 教官年報ハ各學科主任ニ於テ取纏メ意見アルモノハ之ヲ附記シテ進達スヘシ

第七十一條 臨時報告ハ特ニ命令アリタル時又ハ其ノ必要ヲ認メタル時隨時之ヲ提出スヘシ

第八章 表簿

第七十二條 本校ニ於テハ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ表簿ヲ備フヘシ

第七十三條 學生徒課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、學籍簿

二、生徒父兄届綴

三、生徒學歷綴及生徒履歷書綴

四、生徒出席簿

五、生徒寫真帖

六、在寮生徒名簿

第七十四條 教務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、教授要目

二、各教官受持學科目及時間表

三、各學級授業時間及教室配當表

四、教科用圖書配當表

五、生徒學業成績表

- 六、學年曆
 - 七、入學志願者受験名票
 - 八、入學者選拔試驗答案
 - 九、入學者選拔試驗成績表
 - 一〇、考試問題
 - 一一、教官會議記錄
 - 一二、新教務日誌
 - 一三、學年曆ハ前學年三月末日限決裁ヲ受クヘシ
 - 一四、圖書分類目錄
 - 一五、圖書借用證書
- 第七十六條 庶務係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、勅語謄本
 - 二、職員履歷書
 - 三、命課簿
 - 四、旅行決裁簿
 - 五、誓簿
 - 六、學校一覽表
 - 七、職員出勤簿
 - 八、日誌
 - 九、事務曆
 - 一〇、學校一覽表ハ毎年四月末日現在ニ依リ五月末日限調製シ其ノ複本ヲ校長ニ提出スヘシ
 - 一一、事務曆ハ會計年度ニ依リ前年度ノ三月末日限決裁ヲ受クヘシ
- 第七十七條 會計係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

第十、十學校平面圖、主管ニ呈ス、其新式ノ...

學校平面圖ハ建物、水管、瓦斯管、電線、暖爐、掘井ノ配置ヲ記入シ、複本ニ對シテ調製シ、一通ヲ校長ニ提出シ、一通ヲ庶務係ニ回付スヘシ

第七十八條 當直勤務ハ事務當直及學寮當直トス

第七十九條 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ

生徒課勤務ノ教官ハ輪番ヲ以テ學寮當直ニ服スヘシ

第八十條 本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス

第八十一條 生徒監ハ必要ニ應シ隨時學寮ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ第七十九條第二項ノ當直番ヲ除番ス

第八十二條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

一、出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日

第二、病氣缺勤中

三、賜暇ノ當日

四、前忌引中

第五、新任者着任ノ日ヨリ起算シテ七日間

第六、以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第八十三條 事務當直ノ任務ハ概テ左ノ如シ

一、校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二、校舎内外ノ取締ヲナスコト

三、受シタル物件ヲ處理スルコト

第八十四條 學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ執

第八十五條 當直者ハ勤務中學校ヲ離ル、コトヲ得ス

第八十六條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第八十七條 當直中非常事故アルトキハ直ニ報告シ事急ナルトキハ臨
機ノ處置ヲ爲スヘシ

第八十八條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課長
學察當直ニ在リテハ生徒監之ヲ定ムヘシ

四 物品會計規程細則

第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計
規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理ス

第二條 物品ハ備品消耗品ノ二種トシ備品ノ各室共用ニ係ルモノヲ共
用備品トシ職員各自ニ専用スルモノヲ専用備品トス但シ備品及消耗
品ノ區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ之ヲ定ム

第三條 受入物品ハ總テ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後

倉庫ニ藏置シ之カ保管ノ責ニ任スヘシ

圖書機械標本類ニ關シテハ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタ
ル後直ニ當該監守者ニ交付シ其ノ受授ヲ明ニシ之カ監督ノ責ニ任ス
ヘシ

第四條 各課係又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任一人若ハ數
人ヲ置キ使用物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各
自専用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第五條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督
スヘシ

一、各課係又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月消耗品出納簿ニ照査

スルコト

二、毎年一回備品支給簿備品監守簿及消耗品受拂簿ニ依リ各課係又
ハ教室ニ就キ現品ヲ査閲シ校長ニ報告スルコト

前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用
 上ニ付意見アルトキハ校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコトヲ審議ス
 第六條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規定ノ監督ヲ怠リ
 タルトキハ校長其ノ事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出ツルモノハ文部大臣
 ニ具申ス

第七條 各課係又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又
 ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

- 一、會計係 會計係、校長室、食堂、應接室、小使室及門衛室ニ屬スル物品
- 二、教務課 教務課、教官室、通常教室及講堂ニ屬スル物品
- 三、生徒課 生徒課、生徒控所及學寮ニ屬スル物品
- 四、庶務係 庶務係ニ屬スル物品
- 五、圖書課 圖書課、書庫及閱覽室ニ屬スル物品

第六、物理教室 物理教室ニ屬スル物品

七、化學教室 化學教室ニ屬スル物品

八、鑛物地質教室 鑛物地質教室ニ屬スル物品

九、動物植物教室 動物植物教室ニ屬スル物品

十、圖書教室 圖書教室ニ屬スル物品

十一、體操教室 體操用運動用物品

第八條 監守者又ハ物品取扱主任ノ監守又ハ取扱ニ屬スル物品ニ關シ
 テハ文部省直轄各部物品會計規程第十三條ノ責ニ任スルコトヲ審議ス
 第九條 各部所要ノ物品ハ品名數量需用ノ事由等ヲ記載セル請求書ヲ
 物品會計官吏ニ差出スヘシ尙ホ注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添フ

第十條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏ニケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長
 ノ許可ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏
 置シ請求ニ應シテ之ヲ支給スヘシ

第十一條 臨時所要ノ物品ハ物品監守者若ハ當該首席者ノ請求ニ依リ

其ノ都度校長ノ許可ヲ受ケ購入手續ヲナシ之ヲ交付スヘシ

第十二條 生産品及寄贈品ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ其ノ品名

數量及見積價格ヲ付シ校長ニ上申シ之カ受入ノ許可ヲ受ケタル後藏

置若ハ支給ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ交付若ハ支給セント

スルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト專用品

トニ區別シ備品支給簿ニ登記ヲ了シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品

取扱主任若ハ請求者ニ配付スヘシ

圖書機械標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番

號ヲ付記スヘシ但シ機械標本等ニシテ番號ヲ付スル能ハサルモノハ

適當ノ方法ヲ設ケテ之ニ記號ヲ付シ整理スヘシ

第十四條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ備品監守簿消耗品受拂簿ヲ

備付ケ物品ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之カ登記ヲ了シ現品ト對照

シ備品ニアリテハ備品支給簿消耗品ニアリテハ別ニ指定スル用紙ニ

領收ノ印ヲ捺シ物品會計官吏ニ返付スヘシ但シ備品ハ其ノ備付ケ場

所ヲ備考欄内ニ摘記シ其ノ所在ヲ明ニスヘク消耗品ニアリテハ其ノ

受拂ヲ明瞭ニスヘシ

第十五條 物品監守者交代シタルトキハ新監守者ハ物品監守簿ニ其ノ

受繼年月日ヲ記入シ且記名捺印スヘシ

第十六條 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ屬スルモ乙物品

監守者ニ於テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會

計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條 職員轉免ノ場合ニハ其ノ專用備品ヲ物品會計官吏ニ返付ス

ヘシ

第十八條 物品監守者ハ使用中ノ物品ニシテ自然毀損シ修理又ハ引替

ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添へ返付ノ手續ヲナシ物品會計官吏ニ其ノ修理又ハ引替ヲ請求スヘシ

物品會計官吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ更ニ原物品監守者ニ引渡スヘシ

第十九條 不用トナリタル物品ハ物品會計官吏ニ返付シ物品監守簿ノ備考ニ其ノ事由年月日ヲ詳記スヘシ

物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ成規ニ依リ毀損ノ經伺ヲナシ物品出納簿ヨリ控除シ不用品ニ屬スルモノハ之ヲ審査シ尙ホ使用ニ堪フヘキモノハ保存シ向來所用ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ校長ノ決裁ヲ乞フヘシ

第二十條 保管ノ物品ニシテ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ品名數量價格ヲ取調ヘ物品會計官吏ヲ經由シテ校長ニ申報スヘシ

第二十一條 物品會計官吏ハ前條ノ申報ニ接シタルトキハ始末書ヲ徹

シ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ乞ヒ且所轄警察署ニ届出ツヘシ

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ置クヘシ

一、普通備品出納簿

本簿ハ普通備品ノ品目數量價格納人名等ヲ登記シ又在庫並使用物品ノ現在ヲ明ニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名冊數出納價格納人名等ヲ登記シ又圖書ニ屬スル物品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

三、器械標本類出納簿

本簿ハ器械及標本ヲ別テ學科毎ニ口座ヲ設ケ品目箇數價格納人名等ヲ登記シ又器械標本ニ屬スル物品ノ監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

物品會計規程

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ記入シ又在庫放消費高ヲ明ニス

五、共用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル共用備品ノ品目、數量、番號、受授年月日等ヲ登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

六、專用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル專用備品ノ品目、數量、受授年月日等ヲ登記シ專用者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

第二十三條 各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル

爲メ左ノ帳簿ヲ設クベシ

一、備品監守簿

本簿ニハ備品ノ品名、簡數、記號及受授年月日ヲ明記スヘシ但シ圖書、器械及標本ニ關スル備品簿ハ各其ノ原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、消耗品受拂簿

本簿ニハ消耗品ノ受拂ヲ明記スヘシ

第二十四條 物品檢閲ヲ分チテ定時臨時ノ二種トシ定時檢閲ハ毎年八月臨時檢閲ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條 物品檢閲委員ハ委員長一人委員若干トシ學校職員中ヨリ

毎年校長之ヲ命ス

第二十六條 物品檢閲委員ノ檢查事項左ノ如シ

一、物品保管ノ適否

二、備品使用ノ適否

第三、消耗品消費ノ適否

四、物品缺損ノ有無

五、帳簿ト現品トノ對照

第二十七條 物品檢閲ノ際在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ保管監守取扱ニ屬スル現品及簿冊ヲ取揃ヘ其ノ席ニ列シテ之レカ點檢ヲ受ケ物品檢閲委員ノ質問ニ對シ答辯スヘシ

第二十八條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ簿冊ニ署名檢印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徴スヘシ

第二十九條 物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲上ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シ校長ニ申報スヘシ

第三十條 本細則ニ依ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

備品消耗品區別

凡ソ例ニ依リテ物品ノ性質ト其ノ用法トニ依リテ區別ス

一、備品消耗品ノ區別ハ物品ノ性質ト其ノ用法トニ依リテ區別ス

二、物品ノ性質ニ關シテハ

(イ) 比較的永久ノ使用ニ耐ヘ又ハ其ノ性狀ヲ變スルコトナクシ

(ロ) 毀損シ易ク又ハ其ノ性狀ヲ變シテ其ノ用ヲナシ再度ノ用ニ

適セザルモノヲ消耗品トス

三、物品ノ用法ニ關シテハ

(イ) 其ノ性質ハ消耗品ニ屬スルモノト雖モ見本陳列品等トシテ

保存スヘキモノヲ備品トス

(ロ) 其ノ性質ハ備品ニ屬スルモノト雖モ實驗用材料品トシテ使

用スルキモノハ消耗品トス、イテ其ノ實價額計價品イニモ動
四、 附屬物ハ總テ主物ニ從屬セシメ單獨ニ登記セス

五 非常手配規定

第二條 校内失火又ハ近火ニシテ延焼ノ虞アル場合之ヲ認メタル者ハ
直チニ非常號鐘ヲ以テ報シ退校後及夜間ハ特ニ學寮及事務當直ニ知
ラスヘシ非常號鐘ハ〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—三點連續シテ打ツ

第二條 校内失火ノ際ニハ職員以下現場ニ駐付ケ消火器、水道消火栓、唧
筒ヲ使用シテ消火ヲナスルシテ又ハ其ノ近火ノ虞アル場合ハ消火栓使用ノ準備ヲ
近火ノ場合ニハ適宜ノ場所ニ唧筒ヲ引出シ或ハ消火栓使用ノ準備ヲ
ナシ防禦ノ用意スヘシ
以上ノ際ハ現場ノ上席者司令トナリ其實施ニ關シテハ概テ第三條ニ
依リ臨機ノ處置ヲナスヘシ
第三條 職員以下退校後第一條ノ場合ニ於ケル處置概テ左ノ如シ

第一、 事務當直ハ電話(急使)ヲ以テ市設南消防署及校長各課長ニ急報シ

二、 學寮當直ハ號鐘ニ依リテ集合シ來ル者ヲ區署シテ消火器、消火栓
唧筒等ノ使用ヲ適切ナラシメ消火ノ方法ヲ講シ事務當直ト協力

第三條 學寮閉鎖期間第一條ノ場合ハ事務當直ニ於テ第三條ニ準シ處
置スヘシ

第五條 非常手配ノ部署ヲ分チテ本部、奉安處係、警戒部、防火部、運搬部ト
ス

第六條 係員ノ部屬ニ關シ豫メ定ムルコト左ノ如シ

- 一、 在校上席職員ハ本部ノ司令トナル
- 二、 在校次席職員ハ奉安處係トナル

- 三、學寮生徒ノ部屬ハ第十四條ノ規定ニ依ル
- 四、非常警手ハ防火部ニ屬セシム
- 五、對巡視ハ警戒部ニ屬セシム
- 六、各部配屬ノ上席職員ヲ以テ其ノ部ノ指揮者トス
- 前項以外諸員ノ部屬ハ緩急ニ應ジ臨機司令ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第七條 第一條ノ場合ニ於テ在校上席職員ハ應機適當ノ場所ニ本部ヲ開設シ本規程實行ノ責ニ任スヘシ
- 本部屬員ハ傳令用ノ外本部ヲ離レハコトヲ得ス
- 第八條 職員及通學生徒備員非常信號ヲ聞キタルトキ又ハ急報ニ依リ駐付ケタルトキハ第六條ニ定メラレタルモノ、外直ニ本部ニ參着シ司令ノ區署ヲ受ケヘシ
- 第九條 奉安處係奉安處ニ參集シ附近ヲ警衛スヘシ
- 第十條 警戒部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、表門及裏門ハ巡視ニテ見張番ヲナシ唧筒消防夫、警察官、諸官衙職員及平常出入ノモノ、外通門ヲ禁止シ場合ニヨリテハ閉門スヘシ
- 二、巡視ハ始終校内ヲ巡邏シテ盜賊等ヲ戒ムヘシ
- 三、受付一人以上表門ニ出テ駐付人氏名等ヲ書キ留メ置クヘシ
- 四、夜中ニ在リテハ表門、裏門、本部、受付、玄關等ニ提灯ヲ點シ其ノ他要所ニ點燈シ又各所入口開扉ノ用意ヲナスヘシ
- 五、瓦斯口、燧燼其ノ他一般火氣ノ存スル所ニハ特ニ警戒ヲ加ヘ必要ト認メタルモノ、外ハ總テ消滅スヘシ
- 第十一條 防火部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、水道消火栓所在ニ備付ノ消火具場合ニ依リ火元ニ遠キ場所分モ合シ并ニ唧筒ヲ使用シテ消防ニ從事シ又延燒ノ虞ナル建物ノ窓ヲ閉チ水ヲ注キ其ノ他飛火ノ移リ易キ場所物品等ニ就キ充分ノ

豫防ヲナスヘシ

二、作業器具ヲ用ヒテ通路ノ防碍物ヲ除キ又上席職員ノ指揮ヲ受ケ

ラ廊下其ノ他建物ニ防火上必要ナル破壊作業ヲ施スヘシ

第十二條 運搬部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、運搬用擔架及ズツク袋ヲ持出シ物品ヲ安全ノ場所ニ運搬スヘシ

二、運搬ハ火元最寄ノ場所ヨリ始メ且書類及貴重機械ヲ先ニシ次ニ

圖書次ニ器具雜品ニ及フヘシ

三、搬出シタル物品ハ監視者ヲ附シテ嚴重ニ取締リヲナスヘシ

第十三條 豫備員部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、救護處ヲ開設シ人命救護ノ事ヲ行フヘシ

二、必要ト認メタル場合ニハ飲食物供給ノ手配ヲナスヘシ

三、各部手薄ノ方面ニ應援スヘキ準備ヲ爲シ司令ノ命ニ依リ又ハ各

部ノ請求ニ應シ司令ニ届告シテ之ニ參加スヘシ

第十四條 學寮生徒ハ第五條ノ各部ニ区分シ第九條乃至第十三條ニ依

リ動作スヘシ其ノ編成ハ每學年ノ始メニ於テ生徒監之ヲ定ム

第十五條 各係部員ハ上席職員ノ指揮ニ服從シ協力動作スヘシ

第十六條 危急ノ場合前各條ニ依ルコト能ハサルトキハ各員臨機獨斷

專行スヘシ

第十七條 常備非常用具ノ名稱箇數及備付場處左ノ如シ

名稱	箇數	備付場處	名稱	箇數	備付場處
消火栓用器具	九ヶ所	位置圖面記入	大 斧	三	同
唧筒及附屬品	二	表門内西部物置	刺 又	三	同
水 運 車	二	同	鋸	四	同
運 搬 車	二	同	運搬用擔架	五	同
梯 子	四	同	高強提灯及附屬品	一三	同
繩 子	一	同	提 灯	六	學寮支關脇
大 席 口	大 二 四	同	提 灯	二〇	表門内西部物置
大 席 口	小 二 二	同	提 灯	六	學寮支關脇

蠟燭 大小 一〇〇	表門内四部物置	同	圖書室
同 五〇	學寮支關脇	運搬用綿布袋	四
マツ 一箱	表門内西部物置	消火器	六二
同 一箱	學寮支關脇	同	學寮自第一室至第廿 一室各室二箇宛
水運ブツク袋 二〇	表門内西部物置	同	本館西入口
同 一〇	本館小使室東	同	同 東入口
同 一〇	學寮贈處	同	同 階上西入口
同 一五	門衛所東	同	同 東入口
同 五	庶務課教務課	同	本館受付
運搬用ブツク袋 四	教官室	同	同 小使室
同 二	生徒課	同	北三番教室入口
同 二	會計係	同	製圖教室入口
同 二	圖書教官室	同	同 製圖教室入口
同 一	鑛物地質教官室	同	同 動植物教室西入口
同 一	動植物教室	同	同 化學教室講義室入口
同 一	化學教室	同	同 物理教室講義室入口
同 一	物理教室	同	同 生徒控所
同 二	物理教室	同	同 發電所
		同	同 講堂西入口
		同	同 生徒圖書閱覽室

消火器 一 事務室 同 南階上西入口

同 門衛所 同 中階上

同 柔剣道場 同 北階上西入口

同 体操教官室 同 北階上東入口

同 學寮支關 同 學寮食堂

同 學寮事務室 同 同階所

同 北階西入口 同 同入浴場

同 中階廊下東止 同 門衛所、生徒課、學寮
庶務課、會計係、圖書
課各一

前項ノ用具ハ非常ノ場合ノ外使用スヘカラス但シ特ニ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十八條 前條用具ノ整頓ハ庶務課長ノ責任トス

第十九條 每學期一回若ハ臨時ニ本規程手配ノ演習ヲ爲スヘシ

第二十條 消火器ハ毎年十一月末日迄ニ詰替ヲ爲シ且時々試驗ヲ行ヒ使用ニ差支ナカラシムヘシ

六 防疫規程

第一條

學寮生徒中赤痢、腸室扶斯、バラ室扶斯、發疹室扶斯、痘瘡、猖紅熱、實布埜利亞麻疹、流行性腦脊髓膜炎ノ疑似患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス

- 一、患者ヲ其ノ寢具、被服、所持品ト共ニ攝生室ニ移スヘシ
- 二、患者ノ机、椅子、寢所ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ尙戸ノ引手及其ノ周圍ヲ洩レナク同水ヲ以テ拭ヒ椅子ノ布張ナル部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒテ拭擦スヘシ
- 三、同室者ハ患者ノ座席、寢所ニ遠サカラシメ又患者ノ觸レタルモノニ觸レシムヘカラス
- 四、食器ハ全部熱湯ニ浸シ消毒セシム若シ浸スコト能ハサルモノハ熱湯ヲ注キタル上之ヲ洗淨シ後乾燥セシムヘシ
- 五、食器ノ消毒ハ毎日一回夕食後之ヲ行ハシムヘシ但シ患者使用ノ

分ニ限リ毎食後消毒セシムヘシ

- 五、飲食物並食器類ニ蠅、蚊等傳染病媒介ノ虞アル昆虫ニ接觸セシメサル設備ヲナスヘシ
- 六、患者ノ入りタル大便所ノ戸、戸ノ内外ニアル引手、床、四壁、天井及便所履物ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒ヲナシ大小便壺ハ便ト同量ノ石炭乳ヲ加ヘテ攪拌シ大便所ハ一時閉鎖スヘシ
- 七、校醫ハ毎日患者ヲ診察スヘシ
- 八、攝生室ニハ昇汞水ヲ備ヘ患者及看護人ヲシテ出入毎ニ手指ヲ消毒セシムヘシ
- 九、患者用便所ヲ定メ攝生室ニ於ケル如ク消毒設備ヲナスヘシ
- 一〇、嘔吐物等總テ患者ノ排泄物ハ同量ノ石炭酸水ヲ加ヘテ攪拌シ之ヲ便壺中ニ棄ツヘシ排泄物ニヨリテ汚染シタルモノ亦同シ若

シ棄却シ能ハサルモノアルトキハ石炭酸水ヲ以テ充分ニ拭ヒ消毒スヘシ

一、看護人ハ成ルヘク始終同一人ヲ以テシ且消毒衣ヲ著セシムヘシ

シ

一二、看護人ノ外患者及患者用物品ニ接觸セシムヘカラス又面會人ハ一定ノ場所以外ニ立入ラシムヘカラス

一三、麻疹、痘瘡、發疹室扶斯ノ疑似患者發生シタル場合ハ特ニ浴室洗面所ヲ第二條第十五號第十六號ニヨリ消毒スヘシ

一四、疑似患者傳染病ト決定シタル場合ハ直ニ入院セシメ第二條ニ依リ消毒スヘシ

第二條 學寮生徒中前條ニ掲ケタル傳染病患者又ハ「ベスト」、コレヲ疑似

患者發生シタルトキハ左ノ防疫法ヲ施行ス

一、患者ハ即刻入院セシメ止ムヲ得サル場合ハ一時之ヲ隔離シ町村

役場及警察署ニ通知スヘシ

二、患者ノ帽、傘、履物、隔離用運搬具其他病毒ニ汚染セル疑アルモノハ内外面共石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シタル後一定ノ場所ニ於テ内外面共一時間以上直接日光ニ曝シ一定ノ戸棚中ニ納入スヘシ若シ當日雨天曇天或ハ強風ノトキハ消毒後一定ノ場所ニ納入シ日光消毒ハ後日ニ讓ルヘシ

患者ノ手ニ觸レタル書籍、筆、墨紙類其他ノ物品ニシテ石炭酸水又ハ昇汞水消毒ニ堪ヘサルモノ又ハ寢具、被服、枕布、張椅子等病毒内部ニ透浸ノ處アルモノハフホルムアルデヒド、瓦斯ニ依リ消毒シ價值ナキモノハ燒棄スヘシ

三、行李、鞆類ニシテ内容清潔ナルモノハ外面ノミ石炭酸水ヲ以テ消毒シ内容物ハ便宜日光消毒ヲ行フヘシ又書籍、筆、墨紙類ニシテ發病前ヨリ使用セス清潔ナルモノハ日光消毒ヲ爲スヘシ

- 四、患者室ノ戸、戸棚、四壁、天井、床、疊ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ、疊ハ更ニ表裏共日光ニ曝スヘシ、戸ノ消毒ニツキテハ特ニ引手ノ部分ニ注意スヘシ
- 五、患者室ニアル椅子、机、本立、机抽斗内其他室内備付物品ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ、椅子ノ布張ノ部分ハ同水ニ浸シタル刷毛ヲ用ヒテ拭擦スヘシ
- 六、同室者ノ手指及履物ノ裏面ヲ昇汞水ヲ以テ消毒セシメ、他室者トノ交通ヲ避ケシムヘシ
- 七、食器ハ全部熱湯ニ浸シテ消毒シ、熱湯ニ浸シ能ハサルモノハ熱湯ヲ注キ數回洗淨シ乾燥セシムヘシ
- 八、患者ト同室者ノ食器ハ他室者ノ分ト區別シ、最後ニ消毒洗淨スヘシ

- 八、患者ノ入院前入りタル食堂ノ床及食堂ニ於テ患者ノ用ヒタル食卓、腰掛ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ
- 九、患者室ヨリ便所ニ至ル廊下及患者ノ交通セル疑アル部分ノ床ニハ石炭酸水ノ噴霧消毒ヲナスヘシ
- 一〇、便所ハ天井、四壁、床、戸、大小便壺、下駄、手洗鉢等全部石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ、戸ノ引手、キン隠シ及其ノ周圍ハ特ニ注意ヲ要ス
- 一一、大小便壺中ニハ大小便量ト同量ノ石灰乳ヲ加ヘテ能ク攪拌スヘシ
- 一二、小便所流シハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ
- 一三、便所ノ床、戸ノ引手ノ周圍及下駄ハ毎日石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ、患者ノ入りタル大便所ハ消毒後一時閉鎖スヘシ
- 一四、便所ニハ昇汞水ヲ備ヘ用便後手指ヲ消毒セシムヘシ、昇汞水ハ毎日交換スヘシ

- 一三、 便所及患者ノ室ノ戸ノ引手ヲ内外共綿布ニテ包ミ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ注キテ常ニ濕潤ナラシムヘシ
- 一四、 便所及患者ノ室ノ入口ニ昇汞水又ハ石炭酸水ヲ以テ浸潤セル雜巾ヲ置キ出入毎ニ履物ノ裏面ヲ消毒セシムヘシ
- 一五、 浴槽ノ内外流シ場及備品一切ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒シ十分後清水ニテ洗滌シ乾燥セシムヘシ
- 一六、 脱衣室及衣服入棚ハ全部石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ消毒スヘシ
湯水又ハ溝渠ヲ消毒スル必要アル時ハ生石炭ヲ以テ消毒スヘシ
- 一七、 洗面所及洗面器ハ石炭酸水ヲ以テ前號ト同一ノ方法ニキリ消毒スヘシ
- 一八、 教室ニ於ケル患者ノ机腰掛及患者ノ立入りタル教室ノ戸ノ引手其ノ周圍ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨消毒スヘシ
- 一九、 患者若シ本館ノ便所ヲ使用シタルゴトアラハ第十號第十一號

- 一、 患者ノ處置ヲナスヘシ
- 一九、 患者ノ用ヒタル兵器、武術用具、運動用具ハ石炭酸水ニテ消毒シ銃及革類ハ消毒後十分ヲ經テ濕布ニテ拭ヒ手入ヲナシ置クヘシ
- 二〇、 疑似患者發生シタル場合ハ捕鼠器又ハ亞砒酸混入食物ヲ使用シテ鼠族ノ撲滅ヲ計ルヘシ
- 二一、 消毒方法ヲ行ヒタル後收集セル塵埃ハ一定ノ場所ニ於テ焼却スヘシ
- 二三、 本校公認下宿ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ警察官吏ト協議ノ上第一條又ハ第二條記載ノ防疫法ヲ準用シ本校監督ノ下ニ之ヲ實行セシム
- 二四、 消毒ニ要スル費用ハ營業者ノ負擔トス
- 二五、 公認下宿以外ヨリ通學スル生徒中第一條又ハ第三條ノ患者發生ノ場合ニハ警察官吏ト協議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第五條 備人及賄方雇人中又ハ茶寮ニ第一條第二條中ノ患者發生ノ場合ハ同條ニ準シテ消毒法ヲ行フ但シ賄方及茶寮ノ消毒費用ハ當該營業者ノ負擔トス

第六條 職員生徒備人賄方及茶寮關係者ノ家族又ハ同居者ニ第一條又ハ第二條ノ患者發生ノ場合ハ直ニ届出シメ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第七條 防疫事務掌理ノ爲メ防疫委員ヲ置ク但シ場合ニ依リ本文ノ外顧問防疫委員ハ各課長生徒監及學校醫トス但シ場合ニ依リ本文ノ外顧問ヲ囑託スルコトアルヘシ

第八條 防疫委員ハ第二條ノ傳染病又ハコレラ「ベスト」校内又ハ公認下宿ニ發生シ又ハ關係地方ニ流行ノ兆アリテ病毒浸入ノ虞アルトキハ本規程ニ依リ防疫ノ處置ヲナスヘシ

第九條 生徒課長ハ防疫委員長トシテ事務ノ整理及其ノ實行ヲ督ス

第十條 傳染病ニ罹リ又ハ罹病者ト同居シ若ハ之ニ接觸セシ職員生徒

備人ノ隔離又ハ昇校停止校舍ノ一部又ハ全部ノ閉鎖傳染病流行地域へ職員生徒ノ出入禁止其ノ他防疫上必要ナル處置ハ防疫員合議ノ上校長ノ決裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第十一條 百日咳流行性感胃流行性耳下腺炎風疹水痘肺結核癩病傳染性皮膚病傳染性眼炎發生ノ場合ハ生徒監校醫ト合議ノ上臨機ノ處置ヲナス

第十二條 消毒事務ニ從事スルモノハ消毒ニ先タチ消毒衣ヲ著シ且石炭酸水又ハ昇汞水ニテ浸セル雑巾ヲ踏ミテ履物ノ裏面ヲ消毒スヘシ

第十三條 生徒課ニハ常ニ左記物品ヲ備スヘシ

一、消毒衣 十四校醫用四職員用四小使用六

二、五%石炭酸水、0.1%昇汞水

三、純石炭酸五ポンド昇汞一ポンド、食鹽一ポンド

四、綿紗五包、脫脂綿五包、手拭半ダース

七 校旗取扱方

第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標幟トス

第二條 校旗ハ儀式又ハ校外ニ於テ生徒隊行動ノ場合ニ使用ス

第三條 校旗使用ノ場合ハ其ノ都度校長之ヲ指定ス

第四條 校旗ハ庶務課長之ヲ保管シ旗手之ヲ保護ス

第五條 旗手ハ生徒中身體強健品行方正學業成績優等ナル者ヲ選ビ校長之ヲ命ス

第六條 校旗ハ旗手ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス但シ非常變災ノ場合及其ノ組立ヲ解キ又ハ雨覆ヲ付シタルトキハ此ノ限ニアラス

八 卒業證書書式

校印

氏名

名

高等學校令及高等學校規程ニ依リ本校文理科ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

九 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシムルモノニ付與スル證明書書式

校印

氏名

名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ本校文(理)科ノ學科ヲ修メ
茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名 印

一〇 直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシモ

ニ付與スル證明書書式

印校

氏

名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シ本校文(理)科ノ學科ヲ修
メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名 印

第一條 天皇陛下皇后陛下皇太子殿下名古屋御著發ノ場合ニハ其都度

奉迎奉送ス但シ名古屋御駐泊中ノ行幸行啓ニ關シテハ此ノ限ニアラ

ズ

第二條 天皇陛下皇后陛下名古屋御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉

送ス

第三條 皇太子殿下名古屋御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス但

シ御微行ノ場合ニハ此ノ限リニアラス

第四條 前三條ノ奉迎奉送ハ場合ニ依リ總代ヲ以テ之ヲ行フコトアル

第五條 冬季春季夏季休業中ハ生徒隊ヲ奉迎奉送ヲ略ス

第六條 奉迎奉送ニ關スル禮式ハ明治四十三年文部省訓令第十八號ニ依ル

第七條 職員生徒單獨ノ敬禮ハ普通ノ作法ニ從フニ依リ、其ノ時或ハ

第八條 左ノ場合ニハ敬禮ヲ略スルコトヲ得
一、校内ニ於テ其ノ日挨拶ヲ了リタル後再ヒ出會ヒタル場合ニ

二、圖書閱覽室ニ於テ讀書中ニテ、或ハ其ノ時或ハ
三、校内外ニ於テ作業中ニシテ中止シ難キ場合
四、非常變災ニ際シ禮ヲ行フ遑ナキ場合

第九條 教室ニ於ケル敬禮ハ生徒一齊ニ起立シテ之ヲ行フ
教官生徒ノ禮ヲ受クルトキハ教壇ノ上ニ立チ第十一條第一項ノ敬禮ヲ行フトキハ教壇ヲ下ルヘシ

第十條 生徒ハ授業ノ終始ニ於テ教官ニ對シ敬禮スヘシ

教室内ニ於ケル生徒ノ發言應答ハ起立シテ行フヲ禮トス

第十一條 授業中教室ニ來賓アルトキハ生徒ハ教官ノ指示ニ從ヒ敬禮スヘシ此ノ場合ニハ豫メ教官ニ通達シ又ハ校長之ヲ先導ス

前項以外ノ參觀人ニ對シテハ教官ノミ敬禮ヲ交換ス實驗室製圖室ニ於テハ第一項ノ敬禮ヲ略スルコトヲ得

第十二條 儀式中ノ敬禮ハ指揮者ノ合圖ニ依リ、其ノ時或ハ其ノ時或ハ

第十三條 左ノ場合ニハ合圖ヲ待タヌ直ニ起立シテ姿勢ヲ正スヘシ
一、君ケ代表奏樂ノ場合
二、勅語又ハ詔書奉讀ノ場合

第十四條 生徒隊及武裝シタル生徒ノ敬禮ハ陸軍禮式ヲ準用ス
軍旗ニ對シテハ生徒單獨ノ場合ニモ禮ヲ行フヘシ

第十五條 武術ノ稽古及試合並運動競技ヲ爲ス場合ニハ各其道ノ作法

第十 職員

(大正十四年六月末調)

校長

文學士 芝田 徹心 三重

主任、修身科

生徒監教授文學士 中村 寅松 東京

修身

教授文學士 楠 弘 閣 新潟

主任、歷史

教授文學士 今井 貞臣 京都

地理

教授理學士 河村 信一 京都

歷史

教授文學士 牧野 純一 三重

哲學概論、論理

教授文學士 佐竹 哲雄 東京

法制、經濟

教授法學士 南 藤八郎 長崎

心理

教授文學士 楠 弘 閣 前出

第二文學科

主任、漢文

教授文學士 藤 塚 鄰宮城

國語

教授文學士 小室 由三 山形

漢文

生徒監教授文學士 坂井 喚三 愛知

國語

教授文學士 石井 直三 岡山

漢文

講師 松本 亦一 佐賀

第一語學科

主任、英語

教授文學士 岡部 次郎 福岡

在外研究中

教授文學士 中川 芳太郎 愛知

英語

教授文學士 若杉 三郎 東京

同

教授バチエラー、教授オプ、アーツ 佐藤 金一 愛知

同

教授文學士 野崎 勝太郎 滋賀

同

教授文學士 若林 秀三 神奈川

同

同

同

獨語

主任、獨語

獨語

獨語

同

同

同

備外國人教師 カスパート、グーバー、ロビンソン 英國

講師 マスター、オブ、アーツ

河合逸治 靜岡

講師 マスター、オブ、アーツ

鈴木謙吉 東京

講師 マスター、オブ、アーツ

澤井要一 東京

教授 文學士

櫻井政隆 新潟

教授 文學士

増田甚治郎 三重

教授 文學士

鼓澤常良 廣島

教授 文學士

德澤得二 靜岡

教授 文學士

江上敏三 三重

備外國人教師

ヘルマン、ヘルフリツチ 獨國

第二語學科

第一理學科

主任、物理

物理

數學

同

化學、自然科學

化學

數學

同

物理、自然科學

主任、礦物、地質、自然科學

動物、自然科學

植物、自然科學

第二理學科

教授 理學士 柏木好三郎 東京

生徒監教授 理學士 林守一 福井

教授 理學士 近藤鈺太郎 愛知

教授 理學士 椎尾諷 愛知

教授 理學士 河合萬龜 愛知

教授 理學士 芝崎陸奥夫 群馬

教授 理學士 鈴木一郎 靜岡

教授 理學士 中西榮作 岐阜

教授 理學士 服部學順 愛知

教授 理學士 河村信一 前出

教授 理學士 平坂恭介 東京

教授 理學士 高嶺昇 東京

第三理學科

主任、圖書

同

體操科

主任、體操

體操

同

同

同

運動競技師範

柔道師範

劍道師範

弓道師範

教授 溝口好忠

講師 原田隆諦

配屬將校陸軍歩兵少佐 中村音吉

講師陸軍歩兵中尉 扇野竹次

講師陸軍歩兵特務曹長 鵜飼野次

講師陸軍輜重兵特務曹長 鈴木齋一

講師 杉山喬夫

パチエラー、オプ、フキザカルエザユケーション

ワキアム、アール、パークヒル

國野好太郎

門奈正英

田中義雄

職員

文科一級甲二學級主任

文科一級甲一學級主任

文科一級甲二學級主任

文科一級甲一學級主任

文科一級甲二學級主任

文科一級甲一學級主任

文科一級甲二學級主任

級主任

文科三年甲一學級主任

文科三年甲二學級主任

文科三年乙學級主任

理科三年甲一學級主任

教授 柏木好三郎

教授 澤井要三

教授 櫻井政隆

教授 今井貞臣

教授 中川芳太郎

教授 藤塚實鄰

教授 中村寅松

教授 佐竹哲雄

教授 藤塚實鄰

教授 南藤八郎

教授 柏木好三郎

理科三年甲二學級主任	教授	野崎勝太郎
理科三年甲三學級主任	教授	中西榮作
理科三年乙學級主任	教授	澤井要一
文科二年甲一學級主任	教授	牧野純一
文科二年甲二學級主任	教授	坂井喚三
文科二年乙學級主任	教授	德澤得二
理科二年甲一學級主任	教授	林守一
理科二年甲二學級主任	教授	若林秀三
理科二年甲三學級主任	教授	鈴木六郎
理科二年乙學級主任	教授	高嶺昇
文科一年甲一學級主任	教授	小室由三
文科一年甲二學級主任	教授	河村信二
文科一年乙學級主任	教授	鼓常良

理科一年甲一學級主任	教授	中川芳太郎
理科一年甲二學級主任	教授	近藤鉦太郎
理科一年甲三學級主任	教授	佐藤忠金一
理科一年乙學級主任	教授	増田甚治郎
課長	生徒監教授	中村寅松前出
勤務	生徒監教授	林守一前出
勤務	生徒監教授	坂井喚三前出
勤務	講師	扇野竹次前出
勤務	講師	鶴飼來坦前出
勤務	講師	鈴木木齋一前出
兼務	書記	土井禮愛知

講師	同三、三	解	囑	工學士・室賀德次郎	東京	
講師	同三、三	解	囑	同	大串榮太郎	佐賀
備外國人教師	同三、四	解	約	同	同	英國
教授	同三、七	轉	任	文學士石倉小三郎	東京	
教授	同三、八	轉	任	理學博士江口元太郎	佐賀	
教授	同三、九	轉	任	文學士小野寺精一郎	千葉	
備外國人教師	同三、二	解	約	同	同	英國
教授	同三、二	退	官	文學士伊藤兼一	島根	
教授	同四、四	轉	任	工學士山縣愷	山口	
助教授	同四、四	轉	任	渡邊秀幸	愛知	
講師	同四、七	解	囑	文學士下郷繁三郎	愛知	
講師	同四、八	轉	任	理學士立山林平	秋田	
講師補助	同	解	囑	農澤繁治	奈良	

講師	同五、一	解	囑	法學士澤田竹治	岐阜	
學校警	同五、三	解	囑	同	横井芳三郎	愛知
訓道師範	同五、四	解	囑	同	日比野賢吉	愛知
講師	同五、七	解	囑	同	同	米國
講師	同五、九	解	囑	同	同	愛知
講師補助	同五、一	解	囑	同	同	愛知
教授	同五、二	退	官	中村健一郎	三重	
學校警	同六、二	解	囑	同	同	三重
講師	同六、三	解	囑	同	同	東京
講師	同六、三	解	囑	同	同	東京
講師	同六、三	解	囑	同	同	東京
學校警	同六、五	解	囑	同	同	佐賀
教授	同六、五	解	囑	同	同	鹿兒島
教授	同六、七	退	官	理學士伊川浩藏	奈良	

書	教	教	衛生顧問	講	講	教	教	詩	教	講	柔道師範	教
記	授	授	員	師	師	授	授	師	授	師	師	授
同九、二	同九、九	同九、九	同九、八	同九、八	同九、八	同九、八	同九、七	同九、五	同九、五	同九、三	同九、三	同九、三
轉任	轉任	轉任	解囑	解囑	解囑	轉任	轉任	死亡	死亡	解囑	解囑	退官
加藤真助	橋本捨次郎	中野龍長	醫學博士酒井繁	文學士大久保保七郎	文學士齋藤寶作	文學士山内二郎	文學士内藤匡	アスター・オブ・堀謙徳	アスター・オブ・堀謙徳	佐村嘉一郎	佐村嘉一郎	近澤道元
市	神奈川	靜岡	東京	新潟	東京	東京	東京	三重	三重	熊本	熊本	岐阜

備外國人教師	助教	教	講	講	講	講	講	講	校	教	講	教
授	授	授	師	師	師	師	師	師	長	授	師	授
同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三	同九、一三
解約	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任	轉任
ヘンリー、コウルター	吉田善定	湯温良	中温之	江耕造	原正人	野静長	古田五郎	岡野義三郎	酒井賢	比企野廣治	比企野廣治	比企野廣治
英國	岐阜	新潟	愛知	靜岡	東京	長野	兵庫	大阪	靜岡	神奈川	神奈川	神奈川

講 長 人 師	教 授	教 授	教 授	講 師	講 師	教 授	講 師	講 師	教 授	助 教	教 授	教 授
同 一、二、三	同 一、二、三	同 一、二、三	同 一、二、三	同 一、一、八	同 一、一、四	同 一、一、四	同 一、一、四	同 一、一、三	同 一、一、三	同 一、一、三	同 一、一、三	同 一、一、三
解 職	退 官	轉 任	轉 任	解 職	解 職	轉 任	解 職	解 職	轉 任	退 官	轉 任	轉 任
理 學 士 青 木 繼 治	理 學 士 松 本 亦 一 佐 賀	文 學 士 佐 々 木 順 三 靜 岡	理 學 士 江 見 節 男 岡 山	理 學 士 香 取 五 郎 東 京	文 學 士 上 原 敬 太 郎 長 野	工 學 士 小 松 原 隆 二 岡 山	工 學 士 小 島 善 一 愛 知	理 學 士 竹 中 信 以 崎 玉	理 學 士 日 下 部 富 藏 愛 知	理 學 士 竹 山 說 三 岐 阜	理 學 士 半 田 正 身 石 川	文 學 士 山 田 幸 三 郎 東 京

講 師	講 師	教 授	教 授	教 授	教 授	教 授	講 師	衛 生 顧 問	教 授	講 師	講 師	
同 一、二、三	同 一、二、三	同 一、三、三	同 一、三、三	同 一、三、三	同 一、三、三	同 一、三、三	同 一、二、六	同 一、二、五	同 一、二、四	同 一、二、三	同 一、二、三	
解 職	解 職	轉 任	轉 任	轉 任	轉 任	轉 任	解 職	解 職	轉 任	解 職	解 職	
藥 學 士 近 藤 良 男 愛 知	理 學 士 青 木 文 一 郎 岐 阜	文 學 士 澤 村 寅 二 郎 京 都	醫 學 博 士 勝 沼 精 藏 靜 岡	文 學 士 堀 井 義 治 愛 知	文 學 士 松 尾 長 造 長 崎	文 學 士 石 川 鍊 次 東 京	文 學 士 近 澤 道 元 岐 阜	文 學 士 栗 田 元 次 愛 知	理 學 士 大 塚 明 郎 東 京	理 學 士 竹 中 信 以 崎 玉	理 學 士 田 中 由 人 雄 愛 知	理 學 士 平 岡 井 直 一 淵 山 梨

文科 甲二

沼津	愛知第一	岡崎	東海	津	名古屋商業	豐橋	愛知第一	第一岡	大野	本巢	岡崎	東海	名古屋	熱田	高田	龍野
石崎	猪飼	安藤	新井	倉谷	橋本	河野	岡崎	岡崎	大野	大塚	太田	大久保	今井	池田	伊野	淺井
武夫	武夫	重次	慶次	俊雄	利彦	修	修	男	道夫	憲一	敬三	保良	春雄	長三	宮武	井博
(愛知)	(愛知)	(愛知)	(靜岡)	(三重)	(愛知)	(北海道)	(愛知)	(高知)	(岐阜)	(岐阜)	(愛知)	(新潟)	(愛知)	(愛知)	(新潟)	(兵庫)
劍	劍	次	次	三	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修
(靜岡)	(愛知)	(愛知)	(靜岡)	(三重)	(愛知)	(北海道)	(愛知)	(高知)	(岐阜)	(岐阜)	(愛知)	(新潟)	(愛知)	(愛知)	(新潟)	(兵庫)
名古屋商業	愛知第一	岡崎	尾張	明倫	松本	藤岡	愛知第一	劉谷	濱松第一	愛知第一	忠海	豐山	岡崎	津	東京開成	龍野
小川	江崎	鶴崎	石突	重	秀	切	中	藤	木	武	田	精	鈴木	下	澤	野
太郎	太郎	太郎	重	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏	敏
(愛知)	(愛知)	(愛知)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)	(岐阜)
第二神戶	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田	熱田
太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎
(京都)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)

(四十人)

文科 乙

(四十一人)

明倫	廣島高師	第一神戶	愛知第一	東濃	熱田	豐橋	米子	濱松商業	忠海	廣島高師	名古屋	濱松第一	明治	宇治山田	大垣	麻布	半田	東海
金谷	北川	木下	小池	小島	佐藤	左山	齊藤	齊藤	青木	赤松	伊藤	井村	池田	川村	川村	野村	梅村	海村
三	忍	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
(愛知)	(高知)	(大阪)	(岐阜)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)
三	尾	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛	愛
坂本	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田
真	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢
(兵庫)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)
半田	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一
新美	西山	早川	宮岡	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣	大垣
久直	健	香	多	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂	茂
(愛知)	(高知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)
明倫	粉河	東京	富田	小田	高松	明倫	京都	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一
日比野	太	早川	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重
松	太郎	南	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基
(愛知)	(和歌山)	(愛知)	(京都)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)

諏訪藤森泰 (長野)	明倫山内清彦 (愛知)	三疊吉田貞光 (香川)
愛知第一三浦治郎左衛門 (愛知)	東京第四山口秀夫 (愛知)	富田龍池大慧 (三重)
膳所矢島忠和 (長野)	榎原山本莊一 (神奈川)	同志社吳振輝 (臺灣)
第二神戶八代豊彦 (兵庫)	龍野横山良一 (兵庫)	
理科甲二	(四十一人)	
開成青木博 (廣島)	和歌山庄野伸雄 (高知)	盛岡前田隆一 (奈良)
千葉安間善雄 (静岡)	熊谷白倉照 (山梨)	岡崎增田琢磨 (静岡)
富田池内英郎 (三重)	宇治山田須藤午一 (三重)	名古屋松井道愷 (三重)
旅順第一市川春二 (新潟)	熱田杉浦文彦 (愛知)	富田三輪武五郎 (三重)
牛田岩田嘉兵 (愛知)	明倫橋山正雄 (愛知)	一宮三輪基治 (愛知)
福井上田重春 (福井)	大垣田中誠 (岐阜)	明倫水澤動 (愛知)
津梅津次郎 (三重)	熱田高橋二郎 (愛知)	大垣水野一正 (岐阜)
柏崎小熊金次 (新潟)	愛知第一谷儀治郎 (愛知)	愛知第一皆川眞澄 (山形)
愛知第一香取三郎 (愛知)	臺北第一永田實 (愛知)	千葉村岡恒男 (東京)
長野金井深志 (長野)	大垣野村實 (岐阜)	熱田毛利廣賢 (愛知)
五條紙谷齊治 (奈良)	廣島高師原田彰 (高知)	福井山口秀男 (福井)
熱田木戸眞朔 (愛知)	岐阜卓堀澤正策 (岐阜)	愛知第一山田直平 (愛知)
名古屋商業酒井俊夫 (愛知)	兔田堀澤正策 (廣島)	愛知第一李際閣 (支那)
東海井俊夫 (愛知)	牛田間瀬孝太郎 (愛知)	
理科甲三	(四十一人)	

明倫伊藤益雄 (愛知)	正則金崎正巳 (和歌山)	京北中野政弘 (岩手)
北野池上義輝 (山口)	東海木村謙一 (愛知)	富田長尾昌之 (三重)
豊橋石田信 (愛知)	豊橋北河永雄 (愛知)	豊橋野村四一 (愛知)
豊山今井真平 (長野)	愛知第一佐野傑 (愛知)	熱田馬場博吉 (愛知)
東京第五上野健三 (東京)	神戶眞田英一 (三重)	刈谷廣瀬新太郎 (愛知)
熱田小川泰三 (岐阜)	安房芝崎邦夫 (群馬)	神戶古田久一 (三重)
熱田小野弘 (香川)	富田下里與一 (三重)	小倉細木信雄 (高知)
熱田岡元忠 (宮城)	刈谷竹内定司 (愛知)	愛知第一松山貫一 (愛知)
熱田岡貞一 (愛知)	小濱竹中皆二 (福井)	東京第四三須佳木 (東京)
仙臺第一沖田桂治 (鳥根)	愛知第一土屋豊一 (愛知)	明倫水野善右衛門 (愛知)
豊橋長田正二郎 (愛知)	愛知第一戸谷正造 (愛知)	沼津望月勇 (静岡)
富田加田一美 (三重)	刈谷鳥山史郎 (愛知)	北野物部修 (大阪)
愛知第一加藤時雄 (愛知)	天理那波東洋 (岩手)	黄物部屈 (支那)
麻布堀塚進 (東京)	愛知第一中澤治男 (愛知)	
理科乙類	(四十一人)	
倉吉天野勇 (鳥取)	津海住優 (三重)	富田五井和雄 (三重)
豊橋伊藤濱吉 (愛知)	明倫垣内陸雄 (和歌山)	愛知第一佐藤勝 (愛知)
關東學院池野太郎 (神奈川)	麻布野野康助 (岐阜)	宇治山田坂井儀平 (山口)
愛知第一岩田逸夫 (岐阜)	膳所北村庸夫 (滋賀)	刈谷柴田儀其 (愛知)
富田小倉知治 (三重)	岐阜卓小池龍雄 (岐阜)	津庄村法博 (三重)
東京第五大橋茂 (東京)	愛知第一小島茂 (愛知)	岡崎杉浦綾 (愛知)

津	杉田重次郎 (三重)	沼津花崎勝三 (静岡)	麻布樹田良太郎 (東京)	
愛知第一	鈴木庄八 (愛知)	成章彦坂興孝 (愛知)	豐橋三浦茂 (愛知)	
上野	砂原茂一 (三重)	一宮平野慎一 (愛知)	刈谷水野千章 (愛知)	
熱田	瀨木三雄 (愛知)	富田帆山明津 (三重)	愛知第一	宮治清一 (愛知)
麻布	田邊義一 (廣島)	明倫堀井善一 (愛知)	大垣村上仁 (岐阜)	
東海	張房雄 (愛知)	刈谷堀尾博 (愛知)	愛知第一	和田義夫 (和歌山)
川越	築根深 (埼玉)	本巢堀部龍雄 (岐阜)	林慶餘 (支那)	
熱田	野村滿 (愛知)	愛知第一	本莊三郎 (岐阜)	
第二學年				
文科甲 (四十二人)				
熱田	小島宗高 (愛知)	岐阜	小森鍾藏 (岐阜)	
津	林利雄 (三重)	富田	常盤井賢十 (三重)	
廣島第一	木村忠二 (廣島)	東海	林靈法 (愛知)	
尾張	小林義雄 (愛知)	麻布	森繁 (東京)	
熱田	芝田徹男 (三重)	虎姫	池崎幾太郎 (滋賀)	
尾張	伊藤信一 (岐阜)	愛知第一	今枝常男 (愛知)	
高千穂	伊藤洋一 (靜岡)	北野	今堀重吉 (三重)	
		岐阜	早田中勝雄 (岐阜)	
		大垣	高橋正美 (岐阜)	
		順天	水野鐘一 (愛知)	
		宇和島	伊東甲子一 (愛媛)	
		靜岡	井上雅夫 (静岡)	
		膳所	池内宗三郎 (滋賀)	
		熱田	今井清之助 (愛知)	
		明倫	大田亮順 (愛知)	
		熱田	川村旋兒 (岩手)	
		津	寺内毅毅 (三重)	
		刈谷	戸田英雄 (福島)	

宇治山田	中村善衛 (三重)	飯田	山木四郎 (長野)	飯田	山木四郎 (長野)	飯田	山木四郎 (長野)
佐野	阿部義雄 (栃木)	津島	宇佐美幹雄 (愛知)	愛知第一	河邑浩 (愛知)	蔡岳賢 (支那)	
文科甲 (四十二人)							
東海	下里幸天 (岐阜)	明倫	高橋恒四郎 (愛知)	愛知第一	鬼頭英一 (愛知)	郡山	古川正俊 (愛知)
岡崎	北岡健二 (高知)	津田	竹内理三 (愛知)	甲府	宮川慎吾 (山梨)	宇治山田	福本駿三 (三重)
青山學院	白石信明 (東京)	刈谷	杉浦林松 (愛知)	東海	谷土屋秀雄 (埼玉)	東海	井東敏夫 (愛知)
明倫	宮田菱道 (愛知)	臺北第一	八代洋太郎 (岐阜)	明倫	倫渡邊清一 (愛知)	一宮	安藤彦三郎 (愛知)
上野	飯島英太郎 (長野)	橫濱第一	石川勇 (神奈川)	津	成谷力 (東京)	開成	宇佐美喜三八 (三重)
刈谷	成岡村峻 (島根)	膳所	杉上秀夫 (香川)	愛知第一	中村次郎 (愛知)	青山學院	白石信明 (東京)
東文	渡長谷川俊一 (岐阜)	葛木	三宏 (支那)	愛知第一	加藤莊一 (愛知)	高松	笠井美彦 (香川)
津	谷田信一 (三重)	田邊	濱田善次郎 (和歌山)	鶴岡	地主佐吉 (山形)	宇治山田	東海安太郎 (三重)
愛知第一	長尾實玄 (愛知)	岡崎	水野左一郎 (愛知)	宇治山田	森田充美 (三重)	沼津	大木日出彦 (静岡)
岐阜	早大久保直彦 (新潟)	東京高師	桑田英次 (鳥取)	橫濱第一	小島猛之助 (神奈川)	熱田	水谷元吉 (愛知)

甲	府丸茂岩光 (山梨)	廣島高師山本徹 (廣島)	早稻田龍見靜雄 (栃木)
鳥取第一	小田繁 (鳥取)	李文達 (支那)	愛知第一本田克二 (大阪)
愛知第一	林正治 (愛知)	何春魁 (支那)	
津	北川直 (三重)	愛知第一	鬼頭禮藏 (愛知)
豐橋	田中定二 (愛知)	明倫	鈴木武男 (愛知)
第一神戶	森本郁雄 (兵庫)	熱田	橋本勇猛 (愛知)
東京高師	井上益之進 (東京)	廣島第一	平野馨 (廣島)
羽	板倉新音 (愛知)	愛知第一	水野康治 (愛知)
長野	吉澤万二 (長野)	津	島織田健吉 (岐阜)
東京第四	江口博 (愛知)	豐橋	澤野半藏 (愛知)
本巢	大塚清元 (岐阜)	愛知第一	鈴木收治 (愛知)
明倫	荻村金治 (愛知)	開成	藤田忠 (三重)
東京京都	菅原浩夫 (愛知)	甲府	矢崎道彦 (山梨)
立命館	玉川治三 (三重)	熱田	淺野長夫 (愛知)
尾張	脇坂智證 (岐阜)	熱田	加藤長 (愛知)
熱田	河津慶次 (愛知)	五條	龜田良作 (和歌山)

理科甲

榛原川村利郎 (靜岡)	愛知第一	吉見洋七郎 (愛知)	岐阜	卓遠藤忠夫 (岐阜)	
津	恩田式司 (岐阜)	熱田	青木三郎 (愛知)	東海	加藤武晴 (愛知)
津	小島善次 (愛知)	津	瀨古秀生 (三重)	愛知第一	近藤健武 (愛知)
津	菅菊夫 (三重)	牛田	森正英 (三重)	愛知第一	中村榮一 (愛知)
明倫	野村三郎 (愛知)	愛知第一	各務一雄 (愛知)	東海	伏原五郎 (愛知)
岡崎	彦坂登 (愛知)	田邊	喜多幅武 (和歌山)	甲府	金子房次郎 (大阪)
岐阜	梅田正一 (岐阜)	愛知第一	土本義雄 (岐阜)	福井	井黒田親 (福井)
愛知第一	小林春男 (大阪)	岡崎	石原順治 (愛知)	和歌山	吉田圭一 (和歌山)
愛知第一	鈴木昌平 (岐阜)	飯田	柴田主税 (長野)	豊橋	小栗晴夫 (靜岡)
東海	内藤亮一 (愛知)	愛知第一	鈴木鐵藏 (愛知)	第一橋濱	小林三郎 (神奈川)
武義	西部精一 (岐阜)	甲府	稻葉貞一 (新潟)	岐阜	卓村澤榮一 (岐阜)
八日市	宮師彌一郎 (滋賀)	明倫	江場敏雄 (愛知)	成城	藤堂良夫 (東京)
大分	矢野勝正 (鳥根)	津	中村信之 (三重)		

岐 阜 森 脇 雅 介 (岐阜)	岐 阜 横 山 文 夫 (岐阜)	岡 崎 中 實 (愛知)	武 義 高 井 義 行 (岐阜)	津 馬 場 駿 群 (三重)	上 田 吉 田 秀 一 (神奈川)	熱 田 楠 隆 光 (愛知)	愛 知 第 一 椎 野 秀 雄 (愛知)	東 京 第 五 松 田 美 隆 (新潟)	豊 橋 山 本 正 (愛知)	熱 田 川 口 四 郎 (愛知)	大 垣 安 藤 弘 平 (岐阜)	半 田 河 合 次 男 (愛知)	豊 橋 中 尾 眞 夫 (高知)	津 島 後 藤 正 夫 (愛知)	愛 知 第 一 後 藤 米 太 郎 (愛知)
上 田 柴 弘 人 (長野)	堺 山 田 清 彦 (大阪)	愛 知 第 一 青 木 鏡 之 助 (愛知)	福 知 山 朝 倉 千 万 人 (愛知)	大 垣 岩 田 芳 郎 (岐阜)	大 垣 川 瀬 治 男 (岐阜)	明 倫 山 正 英 (愛知)	荏 山 鈴 木 軍 治 (静岡)	津 長 崎 木 四 郎 (愛知)	本 巢 松 岡 啓 馬 (岐阜)	劉 谷 宮 石 三 郎 (愛知)	愛 知 第 一 宮 本 國 次 (愛知)	北 野 岩 田 信 義 (愛知)	大 垣 牛 島 彰 (岐阜)	愛 知 第 一 永 田 太 郎 (愛知)	岡 崎 西 田 稔 (愛知)
東 京 第 五 大 石 清 (京都)	彦 根 蒲 生 英 男 (岐阜)	愛 知 第 一 小 島 祐 三 (愛知)	粉 河 谷 閑 衛 (東京)	岡 崎 早 川 文 (愛知)	岡 崎 村 田 清 (愛知)	愛 知 第 一 加 藤 鍾 太 郎 (愛知)	岡 崎 和 田 英 一 (愛知)	市 岡 井 上 二 郎 (愛知)	鳥 取 岡 本 寛 明 (香川)	姫 路 山 脇 繁 (兵庫)	神 戶 天 野 壯 五 (三重)	明 倫 岡 田 豊 (愛知)	岐 阜 玉 井 淳 (岐阜)	靜 岡 仲 田 正 午 (静岡)	靜 岡 林 道 之 (静岡)

岐 阜 武 藤 一 男 (岐阜)	今 宮 楊 井 啓 治 郎 (大阪)	京 城 山 田 鐵 雄 (山口)	小 倉 佐 藤 英 次 郎 (山口)	劉 谷 鈴 木 龍 馬 (愛知)	明 倫 塚 本 三 子 夫 (岐阜)	中 津 橋 本 増 夫 (大分)	姫 路 福 澤 英 男 (長野)	開 成 白 井 綱 夫 (岐阜)	富 田 柴 田 祐 二 (三重)	愛 知 第 一 丸 井 久 右 衛 門 (愛知)	第 二 神 戶 榎 本 久 馬 太 (兵庫)	愛 知 第 一 大 島 研 三 (愛知)	岐 阜 栗 本 珍 彦 (岐阜)	神 戶 後 藤 亮 次 (三重)	津 山 寺 阪 覺 三 (岡山)	
愛 知 第 一 片 山 康 郎 (三重)	豊 橋 高 木 清 一 (愛知)	愛 知 第 一 内 藤 敏 夫 (愛知)	東 京 第 四 松 岡 永 保 (岐阜)	第 一 神 戶 水 野 潤 二 (大阪)	岡 崎 杉 山 一 好 (愛知)	京 城 内 山 重 三 郎 (福井)	名 古 屋 永 井 不 二 夫 (岐阜)	沼 津 長 岡 治 (静岡)	劉 谷 坂 野 善 郎 (愛知)	東 京 第 五 藤 平 治 夫 (千葉)	愛 知 第 一 山 田 肇 (兵庫)	德 島 若 林 修 (徳島)	京 城 河 田 政 一 (岐阜)	愛 知 第 一 葛 谷 清 (愛知)	豊 橋 鈴 木 篤 一 郎 (愛知)	靜 岡 武 光 多 四 郎 (東京)
愛 知 第 一 村 瀬 孝 治 郎 (愛知)	甲 府 加 藤 一 (山梨)	大 垣 河 村 徳 治 (岐阜)	李 弘 宰 (朝鮮)	福 岡 有 馬 龍 三 郎 (三重)	明 治 中 川 春 雄 (東京)	大 垣 西 脇 敏 雄 (岐阜)	半 田 中 島 佐 (愛知)	半 田 伊 東 尙 生 (愛知)	市 岡 泉 篤 三 郎 (大阪)	成 東 今 井 雪 雄 (千葉)	高 崎 寛 子 眞 二 (群馬)	熱 田 金 子 眞 二 (愛知)	愛 知 第 一 塚 田 勝 (愛知)	靜 岡 林 道 之 (静岡)		

熱田森寬 (愛知)	和歌山掛下順吉 (和歌山)	諏訪木下幸作 (長野)
大田朝見辰一 (滋賀)	熱田近藤本男 (愛知)	沼津小出卓平 (靜岡)
獨逸協會伊藤四郎 (東京)	吳史殿昭 (支那)	岐阜鈴木鈞 (愛知)
津田中好文 (三重)	大分谷口昌夫 (愛知)	名古屋玉置正捷 (愛知)
熱田渡邊鉦二 (愛知)	岐阜土田武夫 (岐阜)	名古屋田正智 (支那)
第一神戸岩崎武 (兵庫)	麻布鈴木重一 (東京)	早稻田西山參次 (靜岡)
文科甲一	愛知第一伊藤市松 (愛知)	愛知第一林俊雄 (愛知)
岐阜安達義治 (岐阜)	麻布川島義男 (東京)	名古屋河合誠一 (愛知)
富岡小笠公韶 (德島)	東山饒維岳 (臺灣)	名古屋近藤與一 (愛知)
高崎古川誠美 (群馬)	諏訪下平本衛 (長野)	宇和島佐々木三郎 (愛媛)
名古屋桐生浪男 (石川)	洲本多田仁己 (兵庫)	第一神戸豊川昇 (兵庫)
津館松隈敏三 (神奈川)	東海若林秀善 (愛知)	岐阜早野誠憲 (岐阜)
熱田三輪包信 (愛知)	熱田岩崎克己 (愛知)	關崎宮本謙介 (靜岡)
	愛知第一岡崎蘇那郎 (岐阜)	津島木野保之 (愛知)

愛知第一大山侃爾 (岐阜)	正則瀨戶勝治 (愛知)	第一横濱左右田武夫 (神奈川)
諏訪白川今朝晴 (長野)	名古屋田村孝一 (山形)	文科甲二
麻布關根直矢 (東京)	熱田竹味亮吉 (愛知)	一宮鈴木幹雄 (愛知)
藤岡田中一三 (群馬)	上野中井豊 (三重)	岡崎本多龍成 (愛知)
愛知第一瀧田英二 (愛知)	京華平田吉明 (東京)	愛知第一渡邊英三 (愛知)
明治學院社新春 (臺灣)	仙臺第二川淵龍一 (高知)	名古屋遠藤昌義 (愛知)
東京木股勝美 (岐阜)	宇治山田松井武男 (三重)	岐阜岡田六郎 (岐阜)
第一横濱左右田武夫 (神奈川)	岡崎藤原淺雄 (愛知)	津島水室權爾 (愛知)
文科甲二	愛知第一半谷高雄 (福島)	第二神戸前田壽男 (兵庫)
一宮鈴木幹雄 (愛知)	榛原田鏡山 (愛知)	熱田宮地昭 (愛知)
岡崎本多龍成 (愛知)	愛知第一岩間武雄 (愛知)	熱田山路通雄 (岐阜)
愛知第一渡邊英三 (愛知)	濱松竹山健 (靜岡)	大瀧口英曉 (廣島)
名古屋遠藤昌義 (愛知)	愛知第一堀泰二郎 (埼玉)	
岐阜岡田六郎 (岐阜)	名古屋牧野公一 (愛知)	
津島水室權爾 (愛知)	國崎望月勝 (愛知)	
第二神戸前田壽男 (兵庫)	東京第一依田新 (長野)	
熱田宮地昭 (愛知)	東海鷺津義雄 (愛知)	
熱田山路通雄 (岐阜)		
大瀧口英曉 (廣島)		

愛知第一 水谷治郎 (岐阜)	京都第三 傳寶修 (京都)	愛知第一 大島勝郎 (愛知)
大垣山場治郎 (岐阜)	岐草田中善一 (岐阜)	愛知第一 後藤英三 (岐阜)
八尾岡部伸一 (大阪)	南滿劉日懋 錦 (支那)	富田清水遠平 (三重)
膳所高橋一雄 (神奈川)	陳 (支那)	
開成財部健次 (東京)	(三十三人)	
文科乙類		
熱田小島一雄 (愛知)	東海梅村勝利 (愛知)	富田森太庄治 (三重)
熱田大橋光雄 (愛知)	北野大村辰雄 (大阪)	愛知第一 山田升 (愛知)
旅順岩越威一 (岐阜)	岐草田藤崎浩 (岐阜)	明倫青山幸一郎 (愛知)
愛知第一 小栗銀三 (愛知)	麻布真縣字作 (兵庫)	豊橋石田菊三郎 (静岡)
明倫大野俊雄 (愛知)	愛知第一 吉田賢抗 (愛知)	東京上田勉 (兵庫)
尾張橫超慧日 (愛知)	名古屋加藤一郎 (愛知)	平壤穗坂辰雄 (福岡)
愛知第一 岡田謙 (廣島)	諏訪笠原清美 (長野)	麻布松岡尙 (東京)
愛知第一 加藤薰明 (愛知)	耐久川瀬貞三 (和歌山)	麻布三瀬幸一 (愛媛)
愛知第一 遠藤進 (岐阜)	大垣富田一郎 (岐阜)	大垣稻葉左馬吉 (岐阜)
大垣垣井倉重夫 (岐阜)	臺北第一 水戸保二 (徳島)	第一神戶 杉原重義 (愛知)
	濱松島居武夫 (静岡)	

理科甲一

愛知第一 棚橋誠 (岐阜)	愛知第一 祖父江寛 (愛知)	愛知第一 川村正義 (愛知)
開成桑原竹二 (東京)	熱田外山孝二 (愛知)	日川角田辰雄 (山梨)
天理清水篤夫 (奈良)	甲府飯沼幾三 (山梨)	明倫西脇親雄 (東京)
津前田保 (三重)	日川加賀美勝之助 (山梨)	第二神戶 藤井武夫 (兵庫)
熱田井村義雄 (愛知)	岡崎志貴 潔 (愛知)	津前田菊雄 (三重)
熱田市川順市 (愛知)	愛知第一 高木利彦 (愛知)	第一横濱 山田清 (神奈川)
津澤田昌三 (三重)	愛知第一 中島佐馬之助 (愛知)	愛知第一 西野光一 (愛知)
岡崎天竺良吉 (愛知)	富田藤井明信 (三重)	市岡下村健一郎 (大阪)
愛知第一 高木吉彌 (愛知)	小濱藤田三 (福井)	馬宗三榮 (支那)
岡崎齋藤銀平 (愛知)	福山松岡又二 (廣島)	李達方 (支那)
富田杉丸達一 (三重)	立教山岸鼎吉 (東京)	(席次未定)
岡崎齋藤銀平 (愛知)	明倫渡邊良敬 (東京)	姫路吉田兼善 (鳥取)
京北新井友藏 (群馬)	麻布井上勇夫 (静岡)	東京第一 吉田好彰 (東京)
臺北第一 寺井勝 (岐阜)	第一横濱 岡田隆一 (神奈川)	東京高師 吉川春夫 (徳島)
	(四十四人)	

土浦具塚和雄 (茨城)	愛知第一 小澤久之丞 (愛知)	富田井上隆秀 (三重)
臺北第一 關谷重幸 (岐阜)	甲陽伊豆眞治 (兵庫)	廣島高師岸山義夫 (廣島)
愛知第一 立松廣康 (愛知)	日本大學 糸見秀丸 (三重)	岐阜 岸小島晴二 (岐阜)
津 中村喜代嗣 (三重)	熱田岡本督 (愛知)	開成 近藤八三 (東京)
早稻田 巖谷英一 (東京)	濱松 熊谷宗 (静岡)	愛知第一 坂井武夫 (福井)
岡崎 岡田滿一 (愛知)	掛川 佐藤良一 (静岡)	第一神戶 高山忠雄 (神奈川)
愛知第一 河村千尋 (岐阜)	熱田 杉村武夫 (愛知)	順天 中村幸三郎 (東京)
東京 幸島春雄 (愛知)	熱田 鈴木木彰 (愛知)	慶應 森下孝 (長野)
開成 清水誠一 (岐阜)	熱田 瀧松井勝郎 (愛知)	岐阜 山田秀 (岐阜)
熱田 夏目音五郎 (愛知)	熱田 水野勝三 (愛知)	伊丹 山田階吉 (兵庫)
愛知第一 成瀬 蕭 (愛知)	熱田 文館毛利明辰 (東京)	東京高師 末廣恭雄 (愛媛)
熱田 服部博紀 (愛知)	愛知第一 山崎彦八郎 (岐阜)	廣島 島仁井村求 (廣島)
豐岡 夜久重資 (兵庫)	愛知第一 岩間太郎 (愛知)	靜岡 岡原武 (廣島)
愛知第一 吉田英秋 (愛知)	愛知第一 森田四季男 (岐阜)	富田 永田利秋 (三重)
理科 甲三	(四十五人)	
大垣 側島宗行 (岐阜)	熱田 篠原弘藏 (岐阜)	
上田 林千秋 (長野)	熱田 谷塚原宣武 (東京)	

愛知第一 安藤滋二郎 (岐阜)	岩國 森脇大五郎 (山口)	明治 高田豊成 (東京)
今治 大塚 偉 (愛媛)	日川 山田藤雄 (山梨)	東山 谷口正 (三重)
正則 新田文吾 (三重)	刈谷 今津正 (愛知)	彦根 富永貢 (滋賀)
津島 河合右司尾 (愛知)	麻布 田畑拾雄 (三重)	甲府 櫻林禮三 (山梨)
京城 佐々木東 (長野)	臺北 青木好夫 (岐阜)	靜岡 岡鈴木駿一郎 (静岡)
津 庄山省三 (三重)	東海 熊澤正夫 (愛知)	(席次未定)
大垣 田中英吉 (岐阜)	青島 高師 時永文三 (廣島)	五條 上平正三 (奈良)
和歌山 竹内一夫 (愛知)	廣島高師 永原太郎 (岡山)	長野 野内山二郎 (長野)
開成 永田次郎 (東京)	富田 渡部俊則 (三重)	榛原 江川丹藏 (静岡)
東海 成田茂治 (愛知)	明倫 石原廣吉 (愛知)	豊山 加藤清水人 (愛知)
岐阜 西尾英美 (岐阜)	青島 山北村義朗 (東京)	津島 川島有季 (德島)
宇治山田 三ツ矢秀雄 (三重)	(四十二人)	熱田 神野俊助 (愛知)
理科 乙類		嘉穂 横井忠夫 (愛知)
津 浦城二郎 (三重)		愛知第一 加藤 甫 (愛知)
明倫 加藤牛三 (愛知)		明治學院 鈴木敏夫 (新潟)
津 天野 尹 (三重)		川越 高橋金次郎 (埼玉)
半田 山下保三 (愛知)		岐阜 三浦益男 (岐阜)